

令和5年美郷町議会議事録

第4回 定例会（第3号）

招集年月日	令和5年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 12月 7日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	散会	令和5年 12月 7日 午後 4時31分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 1名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤原修治	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	△
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○	/	/	/

会議録署名 議員	12番	西嶋二郎	2番	牛尾博文
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年美郷町議会第4回定例会議事日程
(第 3 号)

令和5年12月7日(木) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名でありますので、定足数を満たしております。

初めに、執行部の発言が求められておりますので、これを許します。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

お時間をいただきまして、議案第78号令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算第2号の資料、美郷町下水道事業会計補正予算に関する説明書につきましての訂正とお詫びを申し上げます。12月5日の同議案に関する質疑において、藤原修治議員よりご質問をいただき、建設課長から確認するとお答え申し上げました同議案中の美郷町下水道事業会計補正予算に関する説明書の貸借対照表につきまして、改めて確認いたしましたところ、誤りが判明いたしました。その理由は、第3回定例会で議決いただいた議案第60号、令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算第1号の債務負担行為の設定を、今回の予定貸借対照表に反映をさせていなかったことでございます。これを訂正させていただきますとともに、今後、このようなことがないようにチェックの強化などに努めてまいりたいと思っております。申し訳ございませんでした。訂正内容について、建設課長から説明申し上げます。

●原議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

失礼いたします。まず初めに今定例会に上程しました下水道事業会計補正予算につきまして確認をいたしましたところ、誤りがあることが分かりました。深くお詫びを申し上げます。それでは、議案第78号令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算第2号の補正予算に係る説明書の訂正内容についてご説明をいたします。訂正箇所は、7ページの貸借対照表になります。訂正後の貸借対照表と訂正理由説明資料をタブレットで配信しておりますが、訂正理由説明資料でご説明をさせていただきます。訂正の理由は、令和5年度で工事完成を予定しておりました邑智浄化センター定置式脱水機設置事業について、脱水機の調達が困難となったことから、第3回定例会の補正予算で、同事業について、令和7年度までの債務負担行為を設定しておりました。今回の補正で本来であれば、補正予算に関する説明書中の予定貸借対照表に、その債務負担行為を反映すべきでございましたが、反映をしておりませんでしたので、訂正をさせていただきます。訂正箇所は、資産の部、1、固定資産、(1)有形固定資産、2、機械及び装置と建設仮勘定の箇所になります。機械及び装置の取得額及び資産額からそれぞれ8245万4903円を減額し、取得額を21億2944万3104円に、資産額を4億6450万300円に訂正をしています。次に、建設仮勘定において、8245万4903円を増額し、9195万4903円に訂正しています。今後、このようなことがないように進めてまいりたいと思っております。以上で、議案第78号、令和5年度美郷町下水道事業会計補正予算第2号の訂正についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

●原議長

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則127条の規定により、12番・西嶋議員、2番・牛尾議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

通告1、3番・藤原みどり議員。

●原議長

3番、藤原議員。

●藤原みどり議員

改めて皆さんおはようございます。3番の藤原みどりです。今回の一般質問は、美郷町の人口減少について、嘉戸町長に質問します。昨年9月の定例会でも、同じ質問をしましたが、美郷町の存続に関わる最大の問題ですから、再度質問させていただきます。今年4月、国立社会保障人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口は、2070年に8700万人に減少し、高齢者割合も増加して、全人口の4割を占めるという衝撃的な内容でした。町長も、町のホームページで、目指したいまちのビジョンを説明された文章の中で、美郷町の人口減少を説明され、前回の国勢調査で、5年間に545人減少して、減少率が県下最大の11.1%になったこと。県統計の人口移動、推計人口を引用され、昨年10月1日現在の前年比でも、3.4%の減少率で、県下最大になったこと。人口減少は、町の衰退に拍車がかかり、将来の町の存続が危ぶまれ、危機的な状況になっていること。人口減少による影響は買物や医療、福祉、移動手段、地域の担い手不足など、町民の生活に密接に関連して、年々深刻になっていることを説明されています。町長は、こうした課題に対処して、町民生活の不便を和らげることは、行政の使命であり、重要なことは、人口減少に歯止めをかけることだから、最優先事項として、真正面から取り組むと、心強い表明をされています。私も、県発出の島根統計情報データベースを確認しましたが、美郷の人口は、2013年から2022年の10年間に約1211人に減少しています。この10年間の年別の減少率を見ると、美郷町は、1位が5回、2位が3回、3位と5位が1回で、県下のトップの減少率です。人口が増えた年は、ここ10年1度もなく、自然動態、社会動態も減少続きです。細かく月別で見ると、自然動態は、全て減少ですが、社会動態だけ、転入が上回る月が、毎年、何回かあります。国勢調査後も、人口減少が続き、令和3年に145人、令和4年は131人、今年も、9月末現在で、74人減少しています。集計すると、前回、国勢調査から今年9月末までに358人減少した計算です。この状態が続けば、2025年の国勢調査には前回の545人より多い600人前後の人口減少になる可能性があります。私がこんなことをしゃべらなくても、既に、執行部の皆さん方は、とっくの昔に把握されて、様々な対策を考えられ、それが町長の心強い表明につながったと考えます。しかし、国内も地方も、この先、人口の減少は続くと思います。出生率は年々低下しているため、奇跡は起こらないでしょう。町民も美郷の人口減少は阻止出来ないことを理解されていると思います。町長が話されたように、人口減

少は、いろいろなところにひずみが出ることは確実です。この先町の人口が少なくなっても、生活が続けられるように、生活インフラ、交通インフラ、医療インフラなど、最低限の基盤の整備や維持が必要です。町民が、行政に望むのは、町の発展ではなく、最低限日々の生活がこれ以上悪化しない。難しくならない。苦しまないことを求めています。町が衰退すると、せっかくUターンIターンされた人たちも、日々の暮らしが不便では、移住を公開されて、いずれ、転出組に変化する可能性があります。さすれば、これまでの移住定住対策は、全て無駄元の木阿弥、税金の無駄遣いになります。ここで、質問いたします。一つ目ですが、町長はこれまでの5年間、町の活性化、町外との交流に重点を置かれた行政運用をされたと感じますが、人口減少問題について、どのように捉えられていますか。二つ目は、町長が実施された施策はどのように、人口減少問題に効果があると予想されていましたか。それとも、その効果が出なかったのでしょうか。三つ目は、人口減少問題に正面から取り組むと表明されていますが、どのように取り組まれますか。四つ目は、この先、人口が減少すると、美郷町は、どのような町になると予想されますか。また、町長は、美郷町、どのような方向に導かれるつもりですか。以上四つのことについて、質問いたします。今回の一般質問は以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。それでは、藤原みどり議員の人口減少問題についてのご質問にお答えをいたします。藤原みどり議員からは、昨年9月議会でも、同じようなご質問をいただき、答弁を申し上げております。人口減少問題は、町長2期目の最優先事項として、令和5年度施政方針や、全員協議会などで繰り返し申し上げており、町の将来にとって1丁目1番地の課題として真正面から取り組んでいます。これらを踏まえ、改めて、人口減少問題について申し上げたいと思います。美郷町では、長年にわたり人口減少が進んでいます。街の衰退に拍車がかかり、町の将来の存続が危ぶまれるほど危機的な状況にあると認識をしています。人口減少に伴い、買物や、医療、福祉、移動手段、産業や地域の担い手不足など、町民の生活に密接に関連した様々な課題が顕在化し、また、年々深刻化しています。目の前の、こうした課題に対処し、少しでも町民の生活の不便を和らげることは行政の使命であり、全力で取り組んでいるところです。しかしながら、より重要となるのは、これらの課題の抜本的な解決を図ることであり、課題の根本原因となっている人口減少に歯止めをかけ、是正をしていくことだと考えています。そのためには、直接的な人口増加施策である移住定住対策を講じるとともに、繰り返し町を訪れる滞在人口や、町外に住みながら、美郷町に関心を持ち、まちの活性化に寄与していただける活動人口などを生み出す取組みにより、人の流れをつくり出していくことが極めて重要と考えます。一方で、これまで進めてきた様々な取組みの芽が出始め、将来に向けた明るい兆しも見え始めています。美郷バレーの取組では、麻布大学フィールドワークセンター開設による学生や先生の来町、滞在や参画企業の町内での活動が活発化しています。また、サテライトオフィス、みさとと。ネスト開設による事業者の進出や、民間賃貸住宅建設支援、ファミリー向け移住住宅、サステナブルハウスの建設など、移住、定住者向けの住まい対策も充実をしてきています。バリのまちづくりでは、技能実習生の来町や、ビジネスプランコンテスト対象者の町内企業、ガムラン

音楽を通じた町民と一体となった活動が活発化してきています。カヌーのまちづくりでも、2025年のインターハイ、2030年の国民スポーツ大会の開催や、カヌー振興に向けた事業が進んでおり、バリファンやカヌー愛好者などを取り組んでいく取組みが進展しています。そして、町内経済の活性化についても、町内事業者の事業展開支援や、美郷町商業活性化にぎわい創出事業など、将来の布石を打つための施策が動き出しています。新型コロナを契機として、大都市の過密のデメリットが顕在化をし、その対極にある過疎に象徴される地方に目が向けられようとしてきています。さらに、脱炭素など、世界的な環境問題意識の高まりにより、自然豊かな地方の価値が見直されようともしています。この機を逃すことなく、地方回帰の流れをつかむ取組を進めていきたいと思えます。こうした認識、方針のもとで、町の将来のために進めている移住定住活性化などの主な施策を申し上げたいと思えます。まず初めに、人口を増やす直接的な取組として実施している様々な移住定住施策について申し上げます。1つ目は、サステナブルハウスです。自然の恵みと暮らす家をコンセプトに、太陽光発電施設パネルの設置を標準仕様とし、薪ストーブや電気自動車が使ええる設備を整備しています。第1弾の浜原地域の整備では、来年4月の入居に向けて準備を進めており、移住促進の主要施策として、今後も建設を進めていく考えです。2つ目は、定住ポイント制度です。美郷町への定住促進支援を目的に、定住ポイント制度を実施をしています。転入、就職、結婚、そして、子の誕生といったライフイベントに応じてポイントを付与しています。さらに、令和2年度から、町内で人手不足になっている資格者確保のために、有資格者ポイント制度を開始しています。3つ目は、住宅新築等に関する各種補助金制度です。令和3年度から、充実暮らし新築補助金等事業を実施しています。定住に向けた住宅を新築するための土地購入と新築費用、空き家問題対策及び住みたい場所を幅広く選択できるよう、空き家解体費用の3つをパッケージ化した制度です。4つ目は、生まれてから社会に出るまで続く手厚い子育て支援です。放課後児童クラブの利用無料化、給食資材費の3割補助、出生時から中学校卒業までの子どもの医療費の無料化、不妊治療費の助成、保育料、保育所給食費の無料化などの子育て支援を実施をしています。これらに加えて、昨年度、町内中学校を卒業し、大学等へ進学する子供たちを対象とした返還不要の美郷町子ども未来応援基金も創設をしています。5つ目は、美郷町の強みを生かした農業活性化プロジェクトの推進です。日本総合研究所と連携をして、再生可能エネルギーを最大限活用したゼロカーボン農業モデルを進め、人材を呼び込み、新たな農業の担い手として育成をしていきたいと考えています。以上が主な移住定住対策です。しかしながら、直接的な移住定住対策と並行して、活動人口、滞在人口を増やし、それを循環させていく取組みも極めて重要と考えています。その1つ目は、美郷バレーの取組みです。美郷バレー構想では、町外の力を呼び込み、町の新たな力に変えていく環境づくりを展開しています。美郷バレー参画団体と連携を深め、獣害対策に関わる共同研究や実証試験の活発な取組みの誘致を進め、町への往来の増加を着実に進めてまいりました。そして、現在、獣害対策やジビエ振興などにとどまらない幅広い分野に派生、発展して、地域の課題解決や活性化にも結びついています。その取組みを少しご紹介させていただきます。1つは、町内への企業進出です。タイガー株式会社が中国営業所を開所し、地元雇用も生まれ、また、食肉処理施設や空き家などを、社員研修施設として有効活用をされています。そしてシカの増加を見越した対策や、広島市安佐動物公園によるライオンのと体給餌の開始など、

活動人口、滞在人口の拡大につながる取組みが活発化をしてきています。2つ目に、古河電気工業株式会社とのドローンの活用、防災の取組みです。大型ドローン導入実証事業では、林業など、新たな分野へのドローン利活用推進がスタートしています。防災の取組みでは、2つの連合自治会で自主防災の取組みが古河電気工業と共に進められており、また、10月には、災害時を想定した物資の運搬実証実験を実施するなど、取組みが進展をしてきています。3つ目に、神奈川県大磯町との地域活性化連携協定、ビーチ&バレー協定の取組みです。大磯町の道の駅大磯コネクトに美郷町の農産加工品の出品が実現し、都市圏への美郷製品の販売チャネル、情報発信としての取組みが進展をしてきています。4つ目は、麻布大学フィールドワークセンターの開設です。麻布大学の本学以外として初めてとなる教育研究拠点として、先生、学生などが多数入れ替わり来町、滞在をされています。実習を通じた地域との交流はもちろん、町内の宿泊施設や飲食店、カヌー体験の利用が増え、経済効果をもたらしています。今年5月の新型コロナの5類以降で通常モードとなり、麻布大学、美郷バレー関係の来町視察が大幅に増加しており、また、今後もさらに増加していく見込みです。また、県内高校や島根県等との連携も進んでいます。昨年に続いて、県立高校校長会が、視察研修で麻布大学フィールドワークセンターに訪問され、また、10月には、島根県議会総務委員会が、麻布大学本学を視察訪問をされ、麻布大学と、美郷町や島根県との連携について、調査、意見交換が行われています。2つ目の活動人口滞在人口の取組は、バリ島マス村との交流です。今年度はバリ島マス村との友好協定30周年を記念し、1年間を通して様々な事業を実施しています。この事業の目的は、3点あります。1点目は、町民自身が異文化を理解して、バリの町をPRしていく機運の醸成です。8月には、中高生17名を含む39人の訪問団で、バリ島マス村を訪問し、多くの村民から、歓迎を受け、交流を深めてまいりました。また、30周年と連携した地域イベントへの補助制度は、現段階で、18の地域イベントで活用されており、多くの町民にバリ文化に触れていただく機会となっています。2点目に、町外の方が美郷町を訪れる動機となることです。バリとみさと。とまつりには、町内外から、約1100名の方にご来場いただきました。特に県外からのバリファン、関係者の方に多数ご来場をいただいております。マス村のガムランとダンス、県外グループによる創作影絵、バリ島の食などを集めたイベントや、石見神楽とガムラン音楽舞踊による創作神楽の披露など、バリの町をPRする機会として、大きな成功だったと思います。3点目に町外に対してバリの町としての認知度を向上させることです。30周年記念の今年の取組みは、新聞やSNSなどで数多く取上げられ、大きな話題となっています。バリの町の認知度は大きく高まっており、さらなる活動人口、滞在人口の広がりが期待できるものと考えています。以上が、直接的、間接的な人口減少対策ですが、加えて、疲弊をした地域の経済を活性化させるための施策も実施をしています。1つ目に、空き家活用や、異業種参入に対する補助金制度の実施です。地域商工業支援事業として、町内にある空き家や空き店舗を利活用した企業、新事業を実施する町内事業者を対象に、事業費の2分の1を補助をしています。2つ目に、ビジネスプランコンテストの実施です。令和3年度から、美郷町の強みを生かしたビジネスプランを募集し、大賞受賞者に、3年間で最大600万円を支援をしています。初年度バリのまちづくり今年度は、ソーラーシェアリングと長寿県長寿町について、提案されたプランが受賞をしています。今後も、美郷町の強みを活かし、美郷町だからこそ成り立つビジネスを発掘をし、町内経済

の活性化を目指していきたいと思います。3つ目に、美郷町、商業活性化にぎわい創出事業の検討です。町内では、特に飲食や小売など、商業の疲弊が顕著であり、抜本的なてこ入れを図っていく必要があります。町外に流れている消費の町内への誘導に加え、町外からの消費を取り込み、町内経済の好循環を目指し、取り組んでまいりたいと思います。4つ目に、広島広域都市圏への参加です。広島広域都市圏へ、令和4年4月から加入をしています。県を越えた広域連携を図り、経済の活性化、安心して暮らしやすい環境づくり、滞在人口活動人口の増加を進めてまいりたいと思います。最後になりますが、私は、町長就任当初から一貫して、目指すべきまちのビジョンとして、活気あふれる明るい町と、町外と活発な交流のある町を掲げています。この2つのビジョンは、人口減少問題と無関係ではありません。それどころか、人口減少問題を打ち破っていくために必要不可欠な方向性として掲げており、人口減少問題と表裏一体のものであります。長期にわたる人口減少を背景に、町の活気が失われています。こうした流れを断ち切っていくためには、まずは、町民1人ひとりが力を合わせ、地域に活気を生み出していく取組みが何よりも大切です。一方で、内輪の頑張りだけでは限界があるのも事実です。積極的に町外から人や企業、団体などを呼び込み、その力を利用して、町の活性化、課題解決に結びつける取組みが必要不可欠となります。ここまでご説明しましたように、幸い、これまで進めてきた様々な取組の芽が出始め、将来に向けた明るい兆しが着実に見え始めており、良い方向に向かっていると思います。しかし、人口減少は、構造問題であり、構造変え、大きな成果が目に見えて表れるまでにはまだまだ年月がかかります。これまでの取組みを土台に、さらに本腰を入れて、続けていく必要があると認識しております。これからも最優先事項として、人口減少問題に真正面から取り組んでまいりたいと思います。

●原議長

藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

3番、藤原です。これまで5年間実行された施策を全部説明される答弁でしたが、長々とありがとうございました。一つ目に、人口減少の抑止には、移住定住で人を呼び込む方法も重要ですが、町民の流出をとめる手立ても重要です。移住も人口流出の防止策もそれぞれ重要です。UターンIターンされた人たちが、美郷の暮らしに不便を感じると、移住したことを失敗と考えて、せっかく移住されても、転出組に変わる可能性があります。そのため、流出防止の方が重要な気がいたします。飯南町は、2040年までに、町の人口や若い女性の人口が50%を割り込まない県内3自治体の中に加わっています。18歳未満までの医療費無償化など、子育て世代への支援が充実していることが理由らしく、毎年人口の1%に当たる4人ないし50人の人たちが、UIターンで移住され、社会動態も微増傾向だと聞きます。美郷町も、町の暮らしをよくするため、小中学校の給食費の無償化を継続するとか、公営住宅の家賃の値下げなど、町民が潤う施策を行えば、効果が出るとは思いますが、町長はどのようにお考えですか。お聞かせください。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

住民の流出を止めるというお話でございましたが、その理由は何だと思えますか。住民が出て行かれる時の理由をお調べになられましたでしょうか。進学と仕事、この2つが大きな要因、大半を占めております。もちろん高齢になられて、1人で住むことが出来なくなって病院に入院されるとか、お子さんのところに行かれるという高齢者のこともございますけれども、基本的には、暮らしの充実というところもあるかもしれませんが、基本的には進学、そして仕事を求めて外に出ていくと、これが大きな要因になります。一方でですね、子育て支援ですとか、町民が潤うような施策というところにつきましては、各市町が様々取り組んでおりますけれども、先ほど申し上げましたように、美郷町全体としましてはですね、他が取り組んでないようなメニューもたくさん用意しております。子育て支援も先ほど申し上げましたように、例えば、子ども未来応援金、これは今でも全国からいろんな問合せをいただいております。1番お金がかかるところが、高校を卒業して、そこから進学、さらに高等教育に進む時へのお金でございます。ここへ返還不要の奨学金を出しているのは、全国でも知る限りは、美郷町だけでございます。こういったところの問合せが各自治体、あるいは、美郷町への移住定住を考えている、こういうふうなところからの問合せもたくさんいただいております。そういう意味では、1個1個を持って美郷町がやってるやってないという話よりも、全体のパッケージとしてですね、美郷町が他の市町と比べて子育て支援が劣っているのかというと、逆に、他と比べるとですね、かなり踏み込んでやってるといふふうに思います。細かい話ですけども、先ほど申し上げましたように、例えば、放課後児童クラブ、これの無償化っていうのは、美郷町ぐらいだけなんです。ですから一つ一つ細かいところを、移住者は、調べて来られますので、そういう意味では子育て支援につきましては、美郷町の支援策というのは、ここ数年、以前からやってるものも含めまして、かなり充実したものになっているというふうに思っております。町民向けにつきましてもですね、予算、あるいはメニューを見ていただければですね、他に決して負けることのないような、そういうふうな施策を行っているというふうに思っております。

●原議長

藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

町外との交流などで、美郷に来られた人たちは、少しぐらいのお金を落とすと思いますが、交流では人口は増えません。この人たちは、必ず便利の良い町外の自宅に帰って行かれます。例外的に移住もあるでしょうが、その可能性は低いと思っております。美郷町の人気度を上げるためには、今現在、町内で暮らす全ての人たちが、幸せになるための施策が一番重要です。町長は、それでも、これまで5年間続けられた政策を継続されるのでしょうか。今現在のお考えを説明していただけるか、質問いたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほど申し上げましたように、人口を直接的に増やす方法、これは人口が増えるのにこしたことないので、これはど真ん中の政策だと思っております。ただし、冒頭で、藤

原みどり議員がおっしゃったように、日本全国の人口がここから急激に減っていく中、人口の取り合いだけで、勝ち組というのはほとんどなくなってきます。日本全国ですね。ですので人口が増える、増やす努力、これはもちろんやるんですけども、片っ方で、この人口減少問題で何が問題なってるかという、これに付随して様々なひずみが生まれてる。それに対する対応ですね。例えば美郷町に住まなくても、美郷町に頻繁に来て、地域と一緒に地域を盛り上げてくれるような、そういうふうなものを、活動人口というふうに呼んでおります。例えば町内の神楽団、実は町民だけではなくてですね、町外からも、神楽をやりたいということで一緒に活動に来てくれてます。こういったことは、人口は増えないかもしれませんが、地域の活性化ですとか、あるいは地域の担い手の不足ですとか、こういったところには大きく寄与をするものだと思っておりますので、滞在人口の拡大、そして活動人口の拡大というところは、今後もしっかり続けてまいりたいというふうには思っております。それと全ての人たちが幸せになると、これは、どこの自治体でもそれを目指さなきゃいけないと思っております。もう少し具体的な話として、これをやったらどうかというのがあれば、お聞かせいただければと思います。

●原議長

藤原議員。

●藤原みどり議員

時間もございませんので、次の問題に、質問に移らさせていただきます。美郷の人口は、前回の国勢調査から今年11月1日現在、372人減少した計算となると思います。次回の国勢調査時に、人口の減少率を前回調査の11.1%以下に抑えるためには、483人以下の減少に抑える必要があります。残り2年間で111人の余裕しかありません。このままだと不可能に近いと思います。また町長が説明された計画や施策では、人口減少が止まらなかった結果にもなると思いますが、どのようにお考えでしょうか。これまでの施策で、芽が出始めていると話されていますが、結果が出るのは何年先になるか、質問いたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほど申し上げましたように、これまで取り組んでまいりました施策が、一つ一つが、手応えを感じておりますので、引き続き、この方針で続けてまいりたいと思います。それで人口が増えた減った、それはそのとおりでんですけども、それだけを見て、それが全てというふうには思っておりません。これは大事です。ですので、人口減少というのはですね、先ほど申し上げましたように構造問題です。今、島根県内で唯一増えているのは、海士町ですね。これ3月にも、全員協議会でご説明申し上げました。あれだけ小さな離島で、増えている。ただし、増えるまでには10年かかっています。いろんな施策を始めて。これは、3月にしっかご説明してまんですけども、もう1回思い出していただきたいと思っております。直接的な人口が増える、減るっていう部分につきましては、もう一つは自然増、社会増というものがあります。自然増減につきましては、これは高齢者が多ければ多いほど、やはり亡くなられる方が多いもんですから、どうしてもマイナス、

大幅なマイナスというのは避けられませんし、人為的にこれを操作することは難しいと思ってます。一方、社会増減につきましてはですね、やはり、人の出入りになりますので、ここにつきましては様々な施策で場合によっては、プラスになるようなことってというのは、十分可能だと思います。町はこの社会増減のところで大幅に入ってこられてますので、自然増減のところはマイナスだと思います。ですので社会増減、これは、短期的に成果が求められるであろう期待できるであろう施策と、中長期で取り組むことによって、じわじわじわじわ効いてきて大きな流れになるだろうというふうな施策と、様々な施策があると思います。短期的に社会増、これに一番効く思うのは、サステナブルハウスだと思います。3月の全員協議会でのプレゼン、もう1回思い出していただきたいんですが、過去10年の増減の話をお話さされたけれども、社会増減大幅にプラスになっている年が、3年連続社会増になっている年がありましたけれども、覚えてらっしゃいますでしょうか。覚えてらっしゃいますでしょうか。平成19年に当時の若者定住住宅というのを初めて建設をしました。最初5棟で、翌年平成20年に5棟、その次の年に12棟ということで、そこから先、平成22年から24年につきましては、社会増減というのは、増になってます。当然のことながら、10棟若者定住住宅を建てれば、例えば家族が3人だとするとそれだけで30人、家族が4人でしたら、プラスの40人ということになりますので、直接的に人口の増減に跳ね返る施策というのは、短期的に言えばこういうふうな施策が代表的なものだと思います。一方、中長期的に取り組むというのは、短期的な数字は上がらないにしても、今行っている活動人口を増やしていく、滞在人口を増やしていく。美郷町の強みを生かした様々なきめ細かい施策を積み上げていく。これは、今日の明日、今日の来年に聞かないかもしれませんが、間違いなくこのうねり、方向性っていうところは、大きくなっていってるといふふうに思いますので、今やっています施策につきましては、短期の施策、そして中長期で行う施策ともに芽が出始めているというふうに思っておりますので、ご質問に対して言えば、今行っている施策を今後もしっかり続けてまいりたいということでございます。

●原議長

3番、藤原みどり議員

●藤原みどり議員

ありがとうございました。最後に私の思いを申し上げます。町民が満足する町、暮らしやすい町、それが町外に伝わり、町外からの憧れがあると移住者も増えて、その効果で町が豊かになり、町の活性化につながると思います。現代の私たち議員はもちろん、町職員の方、町民も含めて、全ての人たちが、駅伝の区間ランナーです。次のランナーにタスキをつなぐ重い責任があります。未来の人たちから、令和時代の議員や町職員は最悪だったと、あざけ笑われることのないように、努力が大切です。私の浅はかな考えを申し上げましたが、これからも一生懸命、私もない知恵を絞り出して頑張っていきたいと思っております。今回の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほども申し上げましたようにですね、町民が満足して暮らしやすい、町民が潤うと

というのは、これはもう行政、職であればですね、目指さなきゃいけないところがございますので、それはしっかりやってるつもりでございます。逆に言えば、具体的にどんな施策をやるべきかというのを教えていただかないと、抽象論で言えばおっしゃるとおりです。具体的に何か足りないものがありますか。というのが一つ。もう一つはですね、よく言われるのがですね、新しいことで、注目を集めて、町民の生活面への施策がおろそかになってないかということでございますけども、しっかりやらせていただいております。例えば、藤原みどり議員、議員さんですので、町の予算の全体像をについては、よくご理解いただいていると思いますけども、町全体の予算、特殊な要因、例えば、カヌー艇庫の建設ですとかを除いて、また人件費とか公債費を除いて、大体通年 55 億ぐらいです。地相場というか、必ずかかる、使ってる、計上している費用ですね。このうち町民の生活に直接結びつく経費というのは、大体何%ぐらいか、ご理解いただいておりますでしょうか。ご理解いただけてないようですけども、55 億のうち、町民の生活に直結する経費 47 億ぐらいあります 85%、例えば医療とか子育て介護、年金、これは社会保障 4 経費と言われてます。あるいは福祉事務所などの社会保障費、ごみやし尿処理っていうのが、これも 20 億ぐらいかかってるんですね。あるいは道路の維持、河川、住宅の建設管理、これが 8 億円とか、あるいは水道下水道で 7 億円とか、その他にも、町民の暮らしに直結して、かつ、美郷町独自に取り組んでいるもの。こういうものを全部含めると 55 億のうちの、大体 47 億円ぐらいは、町民の暮らしのために使っております。残りの 8 億円も、このうちの 6 億 4000 万ぐらいは、行政施設の維持管理ですとか、基幹システムとか、光ネット、各自治会への助成といった行政運営経費に回しております。そういう意味ではほとんどの予算につきましては、町民向け、町民の暮らしのための施策というのをほとんど行ってるというのが今の現状でございます。新しいことが取上げられるというのは、私大変いいことだと思っております。ただ予算を無尽蔵にそっちに回しているかというところとむしろ逆で、国の様々な事業を引っ張ってきたりですね、あるいは国に働きかけて、有利な事業、あるいは民間に働きかけて有利な事業ということで、できるだけ一般財源を使わないような形で、対外的なところもやっております。何が言いたいかというところですね、町民のための満足な暮らし、暮らしやすい生活を実現する、それはもうおっしゃるとおりです。それを目指してやっております。やってないかのように言われるのであれば、具体的に、これをやったほうがいいんじゃないかっていうふうに言っていたほうがいいと思います。抽象論での議論というのは、先に進みませんので、町民のためにもならないと思います。片っ方で人口減少というのは深刻ですから、人口減少そのものを歯止めをかけるのも一つですけど、もう一つは、人の奪い合いだけでは、例えば仕事があるわけでもありませんので、美郷町ではですね、そうすると、活動人口、滞在人口というふうな形で、今の疲弊してる美郷町の例えば担い手不足ですとか、活気がどんどん衰えているところに対して、いろんな形で寄与していただく、そういう、もう少し広い意味での人口も増やしていくべきだということで今の施策を進めておりますので、ぜひともご理解いただければというふうに思います。以上です。

●藤原みどり議員

ありがとうございます。私は最後にですね、申し上げたいのは、人口を増やすということももちろんですが、今現在住んでいる住民のためにですね、町長は一生懸命頑張

っているとおっしゃいましたけれども、私の住民の方々からお聞きするに至ってはですね、医療が足りないとか、交通手段とかインフラ、水道料金もちろん、物価高騰です。いろいろ。住民が暮らしやすい、そして、医療も邑南町、邑智病院の方とか、三次の方に行かないとないと。地元の医療をもう少し充実充実してほしいとか、交通手段も、いろいろあります。そういうところを、もう少し手掛けていただければ、住民さんが喜んでんじゃないかということをお願いして、私のお願いと、またさせていただきます。ありがとうございました。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今具体的に医療の話、それと移動手段の話をしていただきました。それはまさにおっしゃるとおりで、深刻な問題だと思います。では、病院が出来ますか。大きなお金をかけて、病院をこれから作りますか。あるいは医者が集められますか。医者不足で、どこも困ってる中ということで困らてるのはそのとおりです。いろんな不便があります。それに対して、直接的に病院を建てるということが出来ないの、じゃあ違う形で、それができるように、例えば、オンライン診療なんかは、その一つの方法でもあります。それで全て解決できるとは言ってませんが、わざわざバスとかを乗り継いで、何時間もかけて病院に行って薬を1個もらうだけであれば、オンライン診療で済ませることができれば、不便の解消には少しは役立つはずなんです。そういうふうなところで、様々な知恵を使って今やってるということですので、病院がないから病院つくれとか、バスが走ってないから、バスをどんな金かけてでも、増便しろというところは、また現実問題と合わせてやっていかなきゃいけないと思いますので、大変な暮らしはよくわかってますし、いろんな方法で、これを解消しようとしています。そこはぜひご理解いただいて、住民の皆さんにもお話しいただければというふうに思います。

●原議長

3番、藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

時間残り少なくなりましたが、私は病院を作れとかですね、そういうことを言ってるんじゃないんです。現在ある、例えば、大和診療所についてでもですね、そういうところにお医者さんを、1週間のうちに何日か、他所の方から連れてきて、土日、施設もいいことですし老人もいいです。そのために、もう少し充実していただきたいというようなことを申し上げておるんであります。以上です。

●原議長

番外、町長。

時間を過ぎておりますので、簡潔に。

●嘉戸町長

具体的に大和診療所は今、常勤で先生がいらっっしゃいますので、具体的に増やすというのは、何を増やすんですか。

●藤原みどり議員

よろしいですか。

●原議長

時間が来ておりますので。

●嘉戸町長

個別具体的におっしゃってください。

●藤原みどり議員

はい。分かりました。ありがとうございました。

●原議長

藤原議員の質問は終わりました。

続きまして、通告2、4番・日高議員。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

4番、日高でございます。私は今回1点についてご質問をいたします。村之郷リースハウス撤退理由は、また、今後の活用はということで、町では、農業従事者の高齢化や担い手不足により、基幹産業の一つである農業の衰退を危惧されております。担い手対策の一つとして、ミニトマトの産地化を推進することで、儲かる農業を目指したリースハウス事業を実施されています。この事業については、大いに期待をしておりますが、村之郷で経営されていた事業者が、撤退されたと聞きました。撤退された経緯や理由、また、リースハウスを長くそのまま放置しておきますと、損傷が進むと、特にですね、あの周辺の環境も管理も行き届かなくなるのではないかと心配をしております。今後のリースハウスの事業に影響を及ぼすと思います。余りにも早い撤退だが、今後どのように対応されるか、お伺いをいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは日高議員の村之郷リースハウスのご質問についてお答えをいたします。まず、議員からご質問いただきました村之郷リースハウスを撤退された経緯や理由ということでございますけども、こちらにつきましては、個人が特定される内容でもあることから、この場での発言は差し控えさせていただきます。今後の活用につきましては、このリースハウスは、町が事業主体となり、国庫補助事業を活用して建設をした建物です。現在、ハウス資材も高騰する中、貴重な施設だと思っておりますので、農業を始める就農希望者に対する受皿として有効活用を図ってまいりたいと考えます。しばらくの間は、施設は休止状態とはなってしまいますが、引き続き、新たな新規就農者を呼び込みを行うとともに、新たな農業者が入植をされるまでの間は、町として責任を持って維持管理を行ってまいりたいと思います。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

このリースハウスについては、いわゆるミニトマトの産地化であるとかそういったものを目指す上で大変有効な事業とっております。それで大いに興味を持っていただけでございます。この事業につきましてははですね、どういったふうなものかというですね、ちょっと契約につきましてちょっとお伺いをしたいと思っております。契約期間はですね、大体何年ぐらいのものであるか。また契約金額です。これは聞いたと思うんですが、再度ですね、契約金額ですね、それから例えば中途解約の場合に、違約金とか発生するのですね。今後、入植される方もこういったことを聞きたいと思っておりますので、その辺をひとつよろしく願いいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今日の日高議員のご質問でございますけれども、この村之郷団地ですね、ここのハウスの入植に関しましては、平成30年の4月に入植をされておられます。今年の9月にですね、役場の方への廃業の意向の申出がございまして、約5年間、このリースハウス事業の方を継続されたというふうな認識でおります。契約金額というのは、これは、リース契約ということでしょうかね。契約金額につきましてははですね、この償還というリース契約の期間でございますけれども、これは12年間というふうなことで定められております。金額につきましては、ちょっとこの場では申し上げられませんけれども、ですけども、この5年間ですね、リース契約をされて、8棟ほどあそこにありましたので、その8棟での契約をさせていただきました。以上でございます。

●原議長

日高議員。

●日高議員

今、ご質問したもう一つの中に、例えば途中でですね、解約される場合ですね、大体違約金が発生したりということが契約上あると思うんですが、この契約の場合はどうなんでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

申し訳ございません。違約金のところでございますけれども、契約書等にはその違約金のところが記載されておられません。以上です。

●原議長

日高議員。

●日高議員

この契約金額につきましても、リース料の以前聞きまして、大変安いなというふうに思っております。それから、違約金もない。大変ですね、新規に入植される方についてはですね、魅力のある事業だと思います。そうした意味で、今回こうして撤退されたわけですが、その理由につきまして個人ということで、それはよろしいんですが、私、以

前、このリースハウスにつきまして、質問をしたことがあります。このリースハウス大変いい事業なんですけど、ただですね、いわゆる計画して実行して、評価をしてですね、また新たにですね、改善をやってですね、より良い事業をですね、よりよくして、産地化を目指していくという方に努めていきたいという思いで、前一度、質問をいたしました。そうした中でですね、こうして村之郷でリースハウス経営されていたわけですが、支援ですね、町として産地化を目指すのですね、支援を、例えば営業の支援であるとかいろいろあると思うんですが、そういった支援はどのようにされているか、ちょっとお伺いします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、ご質問の中で、この入植者に対する支援はどうだったかというふうなご質問だと思うんですけども、過去の記録を見てもですね、毎年、この方に関しましては、島根県、それから、県の普及部ですね、それから、町の担当者がサポートチームをつくりまして、この方への支援を行ってまいりました。事細かに掲載の記載もございますし、内容についてこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというふうな、サポート支援をさせていただいております。令和4年の4月からはですね、こちらの町の方での農業普及員の方も雇用いたしまして、このミニトマトの栽培に特化したといいますか、この栽培に、とても、専門的な方をこちらのほうで雇用いたしまして、そちらのほうでのサポートもさせていただきました。入植者からは、そういうふうな昨年度からそういうふうな直接的なサポートをいただけるということで、喜んでおられたんですけども、なかなか、経営の方がなかなかうまくいかなかったというふうなところでの理解でおりますので、ご承知おきください。よろしくお願いたします。

●原議長

日高議員。

●日高議員

こうした産地化進める上でですね、先ほど、県普及部とかですね、町と一体となって支援をされたと聞きました。こういったことが、1番大切で、これから入る方にとってですね、安心を与える材料になるのではないかと思います。なかなか事業やったは、それは事業者でやってくれと、これではなかなか産地化までにはつながらないと思います。そういった意味で、今のような今後ですね、入られる方、今もやっておられますが、そうした支援を続けていただきたいというふうに思います。それで今町の方にですね、以前普及員さん、指導員さんがおられたと思うんですが、今見かけなくなっただったんですが、おられますかね。ちょっとそれはすみません。ちょっとおられると。ちょっと認識不足で大変申し訳ありません。僕が言いたかったのはですね、そういったいわゆる町の例えば常設でおられてやれる方については、例えば入植された人もなかなかちょっと遠慮といいますか、そうしたことがあっていわゆる、相談とかですねなかなか難しいのではないかなというふうに思います。そういった意味で、ちょっと僕勘違いしております、そういった常設ではなくてですね、できれば身近に相談できる相談員ですね。これは農協なんかいろいろとやっておられると思うんですが、そうした支援も必要では

ないかと思うんですが、その辺は、今の普及員がおられればそれでいいと思うんですが、その辺はどうですか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この今入植されている方の支援とサポート体制というふうなことでございますけども、今、私が先ほど申し上げました昨年の4月からですね、町の方での会計年度任用職員として、雇用している農業普及員というのもするのは、このリースハウスでの、今の島根型バイオ型システムと呼ばれるもののシステムをそもそも考案をされた方が、今農業普及員として、こちらの方にこられております。ですので、このシステムを使ってミニトマトを栽培していくというふうなところの中では、この方以外には他に考えられないぐらいの農業普及員が来ておられるというふうに感じております。ですが、それにこの普及員がですね、1週間各地を回りまして、ミニトマトの栽培等にはやっております。もちろん、議員おっしゃるように、農協の方もですね、JAの方もあわせて支援をさせていただいておりますし、経営検討会議なんかでも月に数回行っておりますので、その辺のサポートチームの体制は出来ていると感じております。今後、そういうふうな不測の事態等もいろいろあるんですけども、その時には、普及員等通じまして、こちらの方も、JAと合わせながら対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

大変ちょっと申し訳ありませんでした。ただ、そういった支援体制が出来ていればですね、新たに、例えば町外からですね、入植されても、いろいろとですね、ご相談出来てですね、いい体制ではないかなというふうに思います。ただ今度はですね、入植される際に経営計画等々、いろいろとあると思うんですが、以前質問した時には、ミニトマトについては、いわゆる経営指針、ぞくに言う赤本ですね、そういったことによって見ると利益が上がるというふうなお答えをいただきました。しかし、その時にもお聞きしたんですが、美郷町の気候、例えば、風土に合わせてですね、それを1回検証したほうがいいんじゃないかというふうに質問したわけです。そうした意味で、今回、撤退されたわけですが、理由は聞かんのんですが、そういった意味で、例えばこれから産地化を進める上ですね、私が心配しとるのはですね、担い手さんがおられる担い手さんが、ハウスを導入してやる部分では、ある程度の年間の計画というのが、立っておると思うんです。ただ新規でやられる入植された方については、そのトマトだけ当初ではですね、運営をしていくということになると、やはり冬場とかいろいろと問題があるんじゃないかなというふうに思います。そういった意味で、今後、このハウスにも、あこは、立つとるんでしかたないんですが、それからまた今度ですね、いろいろ産地化を目指してハウスを進める場合にですね、こういったことを活かしてですね、いわゆる検証をしていただいでですね、活かしていただきたいなと思うんですが、そうした意味で、今の評価的には、どのように今のいわゆるですね、村之郷でやっておられて、やめられた理由はいいんですが、産業課としてどのように評価をされているかというのをですね、例

例えば、植栽とかですね、出荷とかですね、その辺についてどういうふうに思われていますか。例えば、その辺はどうですかね。ちょっと補足しますと、僕は今、先ほど言いましたように、もともとおられる担い手の方ですと、やはりその場でやらなければならないというのがあると思うんです。ただ入植された方につきましてはですね、やはり、ミニ等々を作るいい条件の場が、いいのではないかなと。例えば、町有地が空いているから、例えば山の頂上の方でいいんかというふうなことです、そういったところの、今の、今回もやっておられてですね、ある程度判断が、評価ができるとるんじゃないかなと、そういったことが聞きたいわけです。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

やはり、その撤退理由というふうなところ、担い手の方がどうであったかというふうなところがございます。このミニトマトの栽培に関しましては、この方、過去にもその経験があるというふうなところの話の中で入植をされておられまして、このトマトの経営栽培方法ですね、これが、ちょっと他とはちょっと違う経営栽培方法をやられておられました。実は、その辺のところもありまして、より高品質、高付加価値化を目指したトマト栽培ということをしておられたんですけども、なかなかそれがちょっとなかなかうまくいかなかったというふうなところが主な原因かなというふうに思っております。こちらの産業振興課といたしましても、その辺のところを重々理解をしておりまして、その辺のところのその年年のところでの経営の状態であったりとか、助言であったりとかっていうふうなことところ、農業普及員、県とも一緒になって考えてきたんですけども、なかなかそこら辺のところが、本人の思いに行かなかったりとか、こちらの意図に沿うようにならなかつたりとかというふうなことがございまして、今回こういった形になったというふうに、こちらで理解をしております。で、今後、あそこの村之郷のリースウスのところ、今後、せっかくあるハウスですので、町長の答弁にもございましたけども、またミニトマトの産地化というところで、他の団地でもですね、ある程度の、一定の成果というものを上げるとこちら認識しておりますので、今後もそこは、基本的には、ミニトマトの栽培ということで活用させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

●原議長

日高議員。

●日高議員

私は何もですね、辞められたところがどうのこうのという意味ではなくてですね、今後ですね、また、このいわゆるリースハウスにつきましてはですね、産地化を目指すというのが大前提、この時にお聞きしたのが、JAの方に出荷をしてですね、それをもとに産地化を進めていくということだったと、1番最初に聞いております。そうであるならばですね、やはり、産地化を目指すよう村之郷はそういったいろいろな理由があったんだろうと思うんです。そういったものをいろいろ検証しながらですね、より適地に、今後進めていく必要があるんじゃないかなと思うわけです。そういった意味で、今の柙谷にもやっておられます。そういったところもですね、いわゆる評価をしてですね、今

後、これからまたどっか進めていくときに、こういったふうにしたほうがいい、こういったふうな支援が出来ますよとかですね、そうしたことを踏まえてですね、進めていかないと、なかなか産地化に直結していかないのじゃないかなと思うわけです。そういった中で、今お聞きしますと、特殊なトマトだということをお聞きしました。そうすると、これは農協の方には出荷を、JAのほうには出荷をされるものなんでしょうか。

●原議長

産業振興課長。

●行田産業振興課長

今のご質問で、今の特殊なトマトはJAの方に出荷というふうなところだと思うんですけど、質問の内容がですね。このトマトに関しましては、ちょっと農協の規格外のトマトということになっておりまして、自己でのそもそも販売というふうなところにされておられたようでございます。以上でございます。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

今後のことばっかり言うんですが、そうした意味で、今後進められる場合ですね、入植者の方もですね、経営計画、こういったものを出されてですね、町の方で審査を受けて、このリース契約という運びになると思うんですが、いわゆるこういったブランド化とか、産地を目指してブランド化にして、美郷は、こういうふうにやっていくんだというふうになると、やはりある程度ですね、統一した品種といいますか、JAの方に出荷できる統一したものをですね、こういったもので、一つは確立していく必要があるんじゃないかと思うんです。高品質、これはですね、余力があって、いろいろ開発されればそれでもいいんですが、最初に入植される場合ですね、やはり、そういった経営計画ですね、そういったものを、美郷はこういうふうに産地化をしようとするんだからという意味で、チェックをかけていただきたいと、その辺は、今後のあれはどうでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今の村之郷のハウスのことだと思うんですけども、先ほど申しましたように、ここの栽培システムがですね、やはりちょっと他の団地とはちょっと違う栽培システムの方を採用しております。施設等の中身がちょっと違いますので、今後その、新たな入植者もしくは担い手の方が、そのミニトマトでやりたいというふうなところの思いがある場合に、やはり、今他の団地で成功している事例というものをやはり上げないといけないというふうに思っております。そうした場合にですね、そこの今のその栽培システムをちょっと変える必要がございまして、今後、もし、そのトマトでミニトマトの方でまたやりたいというふうなことであれば、今の栢谷それから比敷の方で採用しております島根型の溶液培養システム、そちらの方に改修をしてですね、よりやりやすい、過去にも事例があるというふうなところなんです。普及がしやすい、指導がしやすいというふうなもの

に変えて、今後か検討してまいりたいなというふうに思っております。以上でございます。

●原議長

4番、日高議員、

●日高議員

是非ともですね、そのようにして、今後の方にですね、進めていただきたい。その方が、いわゆる指導を受ける方も、例えば農協であるとか普及所であるとか、同じような考え方で、ご相談にも乗れるんじゃないかなと思います。それが、一つの大きく今後どんどん産地化につながっていくと思いますんで、その辺のいわゆる経営の今後入られる方ですね、チェックの方、よろしくお願ひしたいというふうに思います。それで、このミニトマト、これを今どうのこうのというわけではないんですが、栢谷の方はですね、いわゆる、この前も、ちょっと話があったんですが、太陽光を利用しながらですね、熱源を利用しながらですね、やっていくと。これが一つ一つ対策だろうと思うんです。結局、新しく入った方は冬場にはですね、なかなか今の燃料の高騰等々によりですね、出来ないというふうなことがあろうと思います。入植者の方がそういったものを経営的にペイできるかどうかによっては判断決まると思うんですが、そうしたものも持ちながらですね、進めていくと。そうすると年間的なですね、栽培、こういったものが進むんじゃないかと思います。そういったことも視野に入れながらですね、今後の入植者の募集される際にですね、アドバイスとか、そういったものをしていただければですね、入植される方も多くあるんじゃないかなというふうに思います。それで、最終的に、今どうのこうのではないんですが、いわゆる最終的な、ミニトマトの産地化、こういったものの町の計画としてですね、ミニトマトの残渣、いわゆる規格外とかですね、そういったものについては何か問題なかったんでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

まずその今のご質問の中で、先ほどソーラーシェアリングのちょっとお話があったと思うんですけども、確かに今、栢谷団地でですね、ビジネスプランコンテストで受賞された方が、あそこでソーラーシェアリングをやるというふうなお話を今伺っており、現在計画中でございます。確かにハウスの電源を太陽光で賄ってってというふうなところは大変いいことだと思っております。で、町のほうでも、先ほど町長も申しましたけどもゼロカーボン農業モデルのほうの推進を進めているところでございます。そういったところでですね、そのリースハウスに対する電源のところの部分、例えば太陽光で賄ってやるとかっていうふうなところも視野に入れながらですね、今後幅広い視野を入れて検討していきたいなというふうに思っております。それと、トマトの残渣でございますけども、たしか規格外のトマトであったりとかっていうのもございます。入植者の方にはですね、中にはその直販に出したりとか、地域の皆さんに配ったりとかいうようなこともございますけれども、基本的にはそういうふうな加工のほうにですね、何かこう出来ないかというふうなこと話も聞いております。現に今年のビジネスプランコンテストの中で、そういった長寿県長寿町の取組みというふうな中でですね、そういうトマトの

加工に関してちょっと興味を持ったところもございまして、そういったところで、一緒にそういう話がつながるのであれば、そちらの方にもつなげていって、特産化になりそうなものであれば、そういうふうなこともつなげていって、検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

大変ありがとうございます。今のそういったことがですね、一つ一つ今は少数だから、なかなかという、そんなまで投資してというのはあると思うんですが、そういった長い将来を見据えてですね、この産地化になった時に、どんどん進んだ時にですね、そういった意味でのですね、描き方ですね、そういったことも、今も考えられとるということもありましたんで、ぜひともですね、このリースハウスがですね、うまくいくように、大変に農業の方も担い手が少なくなっております。地域地域で、組織であるとか、そういったものを作ってですね、どうにか農地を守ろうというふうに頑張っております。そうしたところでですね、新しい現在おられる担い手の方でもいいんですが、それよりも町外からですね、こういったものを求めてこられるということになればですね、今、町長さん言われました、社会増、こういったものを目指していきたいというのがあります、そういったものにもつながっていると思うんです。細かい一つ一つですが、一つ一つですね今後とも頑張って、リースハウスをいわゆる普及していただきたいというふうに思います。これで質問を終わります。

●原議長

どうぞお帰りください。

日高議員の質問が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時54分)

(再開 午前 11時10分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告3、7番・福島議員。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

7番、福島でございます。今回は、2つの事項について、ご質問をいたします。まず初めに、邑智小学校の排水対策についてであります。11月12日、第19回美郷町産業祭、みさとふるさと祭りが、新型コロナウイルスによる規制のない従来どおりの形で4年ぶりに開催されました。オープンニングセレモニー美郷町大使の山崎ていじさんによる歌謡ショーを皮切りに、創作神楽をはじめ様々なプログラムを用意されて、加えて、出店団体数も過去最高ではないかと、来場者の方々もおっしゃっておられました。雨に備

えてかどうか分かりませんが、ガムラン演奏、バリ舞踊、そして神楽は体育館で行われるなど工夫され、スタッフの皆さんのおかげで大盛況の楽しい1日でありました。しかし、町長の晴れ男宣言の願い、山崎ていじさんの「晴れますように」との願いも自然の力には叶わず雨天の中での開催となってしまいました。雨が降れば、必ず、校庭の地盤は、水分を含みぬかるんでしまい、履物はもちろんのこと、ズボンの裾まで汚してしまいます。他の学校の校庭よりも、邑智小学校の校庭の排水は余りよろしくないのではないかなと思いました。産業祭や日常の学校活動を考えると、早急に校庭の排水対策を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。次に、美郷町大使の活動状況は、であります。新型コロナウイルスも5類に移行し、完璧ではないものの、交流活動や観光も盛んになってまいりました。産業祭に応援大使である山崎ていじさんには、今年も駆けつけていただき、美郷町のことを機会あるごとに、応援していただけるものと大いに期待をしております。移動や交流が解禁された今日であります。これからも、観光大使、応援大使の皆様には活動いただき、期待されていると思いますが、大使の活動状況をお伺いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、福島議員1点目のご質問、邑智小学校校庭の排水対策についてお答えをいたします。日常の学校活動を考えると早急に校庭の排水対策を行う必要があるのではないかとご質問だと思います。邑智小学校の校長先生に校庭の排水状況につきまして確認をさせていただきましたところ、小学校の校庭の排水につきましては、赴任した学校の中でも一番良く、雨が止めば水たまりもすぐに解消をされ、学校活動上も特段支障を来すことはないというふうなご所見をいただいております。このことから、早急な校庭の排水対策は、まずは必要ないと判断をしております。一方で、邑智小学校の校庭は学校活動以外のイベント会場としても使用されております。ただ今、お話いただきましたように、先月開催しました第19回美郷町産業祭、みさとふるさとまつりのメイン会場として使用もさせていただきました。あいにくの雨により足元がぬかるみ、水たまりができるなど、来場者や出店者の皆様には大変なご不便をおかけをいたしましたところでございます。産業祭の雨天対応など、イベントにつきましては、今後、実行委員会などに諮り、対応などを検討させていただきたいというふうに思います。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

学校の運営が大変だろうと日頃から思っておりましたが、全く問題のないということ、安心いたしました。考えて見れば、雨の日は活動出来ないし、外で運動出来ませんからですが、先ほど、休憩室の中でお話しして聞いたら、この間、マラソン大会があった日は悪かったけど、明るく日には、カラカラに乾いていたよというお話も聞きまして、自分のちょっと判断がちょっと甘かったかなと感じてまして、ただ、皆さんの願いであるところで、イベント会場があるのに、ちょっと足元が悪いのも事実でございましたし、少しまた工夫していただけるものと、期待しております。来年以降もこの場所で、

町民の皆様と楽しく産業祭が開催されまして、お会いできることを望んで、この質問については、終わりたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは2つ目の美郷町大使の活動状況についてお答えをいたします。現在美郷町では、ふるさと大使、お2人と、応援大使を1人にご協力をいただいております。ふるさと大使には、シンガーソングライターでタレントのなぎら健壺さん演劇人の福島里佳さんのお2人です。また、応援大使には、昨日のみさとふるさと祭りにもお出でいただき、会場を大変盛り上げていただきました山崎ていじさんがいらっしゃいます。福島里佳さんには、令和3年に文部大臣奨励賞受賞作品、泥かぶらの主演として、凱旋講演をいただいております。記憶に新しい方も、たくさんおられると思います。山崎ていじさんにつきましては、産業祭に何度かおいでいただき、会場を大いに盛り上げ祭りの成功にお力添えをいただいております。3人の大使の方には、美郷町のPR活動に役立てていただけるよう、大使の名刺を初め、広報誌や最近のトピック、サステナブルハウスや子ども子育て応援金など、子ども未来応援金ですね、子ども未来応援金など、重要施策の紹介資料をお送りし、美郷町の、今をお伝えをしております。今後も大使として美郷町のPRにご協力をお願いしていく予定でございます。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

最初にお断り申し上げます。私は観光大使と発言していましたが、ふるさと大使の誤りであったことを訂正いたします。大変失礼をいたしました。そこで、1点だけお尋ねします。大使の皆様には、いろいろと美郷町のことを思って活動していただいていると思うところがございますが、資料を送っていただいておりますが、これは一方的に送っていただいておりますのかお会いして、直にお会いしてというようなことを美郷町ではやっています。どうかよろしくお願ひしますと言われてるのか、どちらか、ちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

●原議長

美郷暮らし推進課長。

●安田美郷暮らし推進課長

福島議員のご質問にお答えをいたします。基本的には、この3名の大使の方々につきましては、四半期に1回程度、広報紙等を、情報誌等をこちらから郵送で送らせていただいております。以上です。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

是非ともですね、意見ちゅうか、一方的に送っただけでは、美郷町の思いが、大使の皆様方にお伝え出来なくって、それをまた広めてもらうことが出来ないのではないかと

思うんですよ。上京された時についてと言っちゃ大変言葉に語弊がありますけども、せめて年に1回くらいは、その予定の1日余計くらいかかってでも、1回はお会いしていただいて、「美郷町頑張ってるよ。よろしくお願いします」というようなことは出来ないものか、お伺いいたします。

●原議長

美郷暮らし推進課長。

●安田美郷暮らし推進課長

はい、ありがとうございます。美郷暮らし推進課といたしましても、大使の担当させていただいておる課として、できれば顔を拝見しながら直接お話もさせていただきたいというふうにも思っておりますので、今後、資料のお伝えの仕方、美郷町の情報の伝え方につきましては、また検討させていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

●原議長

7番、福島議員。

●福島副議長

連携をさらに密にさせていただきまして、大使の皆様方の今後のご活躍をお祈りしながら、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●原議長

福島議員の質問が終わりました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前 11時23分)

(再開 午後 1時00分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告4番、8番・藤原修治議員。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

8番、藤原でございます。昼から1番の質問ということで、行いたいと思います。私の方から1点ばかり、クマの被害対策についてということでお伺いをしたいと思います。全国的にクマによる人への被害が過去最悪のペースで広がっています。今年の秋は、餌となる木の実が全国的に不作のために、冬眠前のクマが食べ物を求めて、人の住む場所の近くに表れ、このため被害が相次いでいるとの報道が多数寄せられています。邑智郡内においても、残念な人の被害もありました。これらのアーバンベアと呼ばれ、人の警戒心が比較的薄く、白昼でも、庭先の柿の実などの果実を食べに出没する新しい世代のクマと言われております。11月に入り、沢谷地域においても、クマによる多数の柿の

木の被害や、子どもたちの通学路での目撃情報もありました。このことを受けてクマを捕獲するための箱わなが、場所を変えながら設置されましたが、捕獲効果は残念ながら得られませんでした。地域を徘徊しながら、冬眠を前に、被害を与えるアーバンベアと呼ばれるこれらのクマは、イノシシを初めとする野生動物とは異なり、遭遇すれば、命の危険が極めて高い動物と言えます。人への被害は、今のところありませんが、冬眠に入り、クマの出没が収まるまでは、地域住民は、クマに怯えながら、毎日、精神的被害を受けながらの生活を余儀なくされております。美郷町における、クマによる被害状況や被害対策についてお伺いをしたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、藤原修治議員のクマ被害対策についてのご質問にお答えをいたします。連日、北海道や東北、北陸地方を中心に、クマによる人身被害や目撃情報等の報道が後を絶ちません。県内でも、ツキノワグマの目撃情報が、浜田市、益田市、吉賀町など県西部で8割を占め、前年度1年間の581件を大きく上回っています。美郷町におきましては、11月末現在の目撃情報が、前年度の9件を上回る20件の情報があり、このうち7件が、11月に目撃をされたものです。捕獲としましては、イノシシ駆除期間中に錯誤による捕獲が1件あります。全国の都道府県及び市町村が、クマによる人身被害の防止に注力する中、県下では、11月に浜田市で柿の木から降りてきたクマに襲われた事故が発生をしています。美郷町では、9月に、個人使用の養蜂箱が1箱、クマに壊された報告を皮切りにしまして、10月下旬に、都賀行や久保、九日市で目撃や柿の食害がありました。しかしながら、こちらにつきましては短期で収束をしています。一方、11月初旬から下旬にかけて、石原、千原、熊見という特定の地域で集中して、クマによる柿を食べた痕跡や、集落内での目撃情報が相次いでいます。町では、地域からの情報提供後、島根県鳥獣対策専門員や、麻布大学江口祐輔教授獣害研究科の井上雅央先生による、検証を行いながら、対策を行ってまいりました。その検証によりますと、相次ぐ地域でのクマの目撃情報の共通点としましては、時間体としましては夕方から早朝にかけて、また、柿の木に上って活発に行動しているという共通点、そして、これらを総合的に総括しまして、クマの餌となっている柿が起因して出没を誘発しているということがわかってきています。また、山間地特有の山と川の狭い谷間に、集落の多い町内では、食べ物に執着心の強いクマにとって、川は潜むことのできる獣道として移動し、兩岸にある集落が餌場となりやすいという条件となっています。特に長期にわたり、柿の実が収穫されていない柿の木がある集落につきましては、クマの出没頻度が大幅に増えています。こうした状況を受けて、美郷町のクマによる獣害対策では、議員ご指摘のように、遭遇すれば命の危険度が極めて高いと言われるように、生活圏における人身被害の防止を最優先で対応をしているところです。被害防止体制につきましては、川本警察署及び町内各駐在所との緊密な情報共有や、朝夕の小中学校の登下校を初めとした地域パトロールの継続、島根県や美郷バレー協定関係者などによる団体との連携、教育委員会を通じた町内小中学校への連絡など、適切な対応が速やかに行われるよう取り組んでいます。こうした体制のもと、ツキノワグマの島根県第2種特定鳥獣管理計画の被害防止対策の方針に基づき、県の対策指導を受けながら、他の誘引物と比較して、極めて高いという

ことが分かっております柿の対策を柱にしまして、集落や地域へのクマの出没の抑制に努めています。具体的には、広報みさとを初め、町のホームページのお知らせや、美郷バレー構想公式NOTE、防災無線、IP告知などを通して、通年でクマの出没防止など、啓発と注意喚起を促しています。特に、今年11月にクマによるカキの食害が多かった地域等の対策として、柿の収穫によって、クマと遭遇するリスクが低減すること。あるいは柿の食べ残しや糞を発見した場合、直ちに隣近所や集落で情報を共有し、早急に自宅の柿の木続いて隣近所や集落の柿の除去や柿の木の伐採をしていただくことなど、情報提供だけでなく、行動に移していただくことの重要さを、地元の自治会長等に直接お電話やお会いをして、伝えていくことに力を入れています。この秋、出没頻度の高い地域では、クマとの遭遇リスクが高く、人身被害が危惧されるため、町としましては、柿のもぎ取りや柿の木の伐採、民家近くの大きな木はトタン板で囲うなどの指導とあわせて、県の捕獲許可による檻を設置するなど、生活圏からクマを排除していく対策を実施しています。さらに、県に依頼し、対策後の経過と検証を継続して行っています。こうした中、クマの出没を減らす鍵は、柿であるということで集中して、柿対策を前提にした出没抑制対策に取り組み、成功されている地域が町内に幾つかあります。その1つである都賀行公民館では、今年の3月から、連合自治会役員会で、柿放任果樹調査を行い、井上雅央先生の獣害対策研修会を何度か開かれ、クマを初めとして、野生動物の餌場にならない地域づくりを目指され、地域を挙げて一斉に、柿の収穫や伐採などを行われ、短期間でクマの出没を防ぐことに成功をされています。町としましては、住民自ら実行された事例を、今後の獣害対策研修会等において発表や紹介する機会をできるだけ設けて、町民の皆様に対策の参考にしていただくことを考えています。とはいえ、町内で柿の除去など、クマの出没抑制対策への理解と行動が全て、周知されているかといいますと、まだまだ、自治会や個人によって温度差があると考えています。クマ被害報道に関する多くの専門家がコメントされていますように、公助はもちろんのこと、それ以上に地域の団結力、すなわち自助、共助が問われています。クマ対策におきましては、町民の皆さんの意識と、それを実行に移していくことも重要であると考えています。議員の皆様におかれましては、地元地域に対しまして、麻布大学などで構成する美郷バレーキャラバンや、島根県鳥獣対策専門員などの人材を積極的に活用して、被害防止につながる働きかけを、ぜひ声掛けをしていただきますようお願いをいたします。師走に入りまして、クマの冬眠前ではありますが、依然クマの出没は、予断を許せない状況にあると考えています。引き続き、人命第一をクマ対策に努めてまいりたいと思います。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

クマ対策についてのことであります。今年の流行語大賞、トップテン内にアーバンベアという言葉が入っておったということをご存じでしょうか。それほどですね、秋口にかけてまして、非常にクマ被害が全国的に出たということ。それと、北海道のですね、オソ18といういわゆる、牛を60頭以上襲った系のクマがですね、駆除されたということで、非常にクマ被害に対してですね、注目が集まったというようなことで、アーバンベアというのが、トップテン入りしたんじゃないかと思います。それでですね、今答弁にもありましたように、県西部で、もう8割は西部に偏っているということをお

れました。こと美郷町におきましては、沢谷地域、非常に被害が出ております。その中でもですね、答弁にありましたように、千原、石原、熊見地域ですね、ここがですね、が先月も本当にひどいことになりました。私の承知しとる限りではもう 20 件以上、痕跡、被害等々目撃情報あったわけでありまして、沢谷にはですね、熊見地域というところがありましてね、クマを見ると。まさにそのとおりでありましてね、クマが出てきました。クマがいれば今度はイノシシですけどね、イノシシはね、九日市の猪子田地域というのがありますね、これも、イノシシです。そこへ持ってきてですね、千原の奥にはですね、猿丸というね、イノシシとサルとききましたんでね、あとシカなんですけどね。地名をちょっと調べてみたんですけどね、シカはないんですね。ところがね、こじつけが一つありました。九日市地域にですね、鹿が加わる島と書いて、鹿島さんというお宅がありましてね、これでやっと 4 つがそろったということで自分でも満足しておりますけど、それほどですね、地名あるいは、に出てくるぐらいですね、自然豊かなところ、昔から目撃されたというようなことではなかろうと思います。そこでですね、最初にですね、このクマですね、指定管理鳥獣への指定に対する考えをまずお聞きしたいんです。指定管理鳥獣というのはですね、イノシシとニホンジカ、この 2 つです。これにですね、クマを加えてほしい。クマはですね、もう保護から管理の時代に入ったと。もう転換期を迎えてると思ってます。そういう考えがですね、今東北辺りの県からですね、盛んに、環境省の方にね、申出がありまして、環境省の方もそういう動きにされとるやに聞いております。そういったことでですね、島根県として、まだ鳥獣対策の先進地である美郷町としてですね、指定管理鳥獣への指定に対する考え、まず伺いたいと思いますけど。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

藤原議員の指定管理鳥獣に対する美郷町の考えということでお答えをさせていただきます。現在、ツキノワグマに関しましては、山口県、広島県、島根県の 3 件を、ツキノワグマ西中国山地個体群として、1 エリアとして計画が現在出来ております。そのため、協議会を設置され、平成 14 年度から今日まで、共通の特定計画で運営をされているところでございます。令和 4 年度から令和 8 年度末までが計画期間となっております、それをもとに、県、そしてその下の市町村が、その計画の方針や指導に基づいて対策をしているところであります。美郷町としましては、この指定管理鳥獣につきまして、本来県あるいは 3 県が考えるべきなんですけども、スタンスの考え方としましては、この特定鳥獣管理計画そのものが、令和 4 年度から第 5 期を迎えまして、それで、柿をですね、重点施策として生活圏の廃除地域を中心にですね、防止対策の抑制を図るという計画になっておりますので、町としてもですね、効果的と現在考えておまして、町からですね、指定管理鳥獣というのを働きかけるということは、現在のところ考えておりません。

●原議長

8 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

町としては考えていないということではありますが、ぜひともですね、島根県としてですね、もう全国的にこういう考えに移行しつつあるんじゃないかと思えますので、ぜひともその動きを町としてもですね、県の方へね、ぜひとも働きかけていただきたいとします。捕捉を促してですね、生息数、あるいは生息範囲を抑え込むということは絶対必要ですんで、そのような考えで動いてほしいと思えますのでよろしくお願ひします。それで、クマ被害のことですけれど、美郷町にはですね、フィールドワークセンターなるものがあります。麻布大学のですね、鳥獣対策の研究テーマに取上げて、いただいたらいかがでしょうかという提案をちょっとしたいわけではありますが。毎年ですね、早期にですね、クマが好む木の実のね柵渠、それを調査すればですね、出没予測が立つと思うんですよね。不作であれば今年のようなことになっちゃう。豊作であれば少しは落ちついてるということになろうかと思えますので、クマ対策のノウハウを研究実践してですね、イノシシ同様に獣害対策の課題解決の最前線の町だということであるならばですね、こういったことも、麻布大学のフィールドワークセンターの方へ働きかけては、いかがでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

すいません。詳しくは、美郷バレー課長から申し上げますけども、まず大前提の大きな考え方のところで私から申し上げたいと思えます。やはりクマ被害がおっしゃるように、大変な報道されておりました、普通の民家に立てこもったりとかですね、こういうふうなことも起こってます。それでやはり、事実に基づいて、科学的根拠に基づいて、この対策というのは行うべきだというふうに思っております。例えばいろんなワイドショーとかでも報じられておりますけども、麻布大学の専門家あるいは井上先生に聞きますと、かなり嘘が混じっていると思えます。例えばですね、1つがクマがたくさん出てると言いますが、東北とか北海道と、この島根県って桁違いなんですね、1桁違う、もしくは下手すれば2桁違う。例えば北海道とか東北には、マタギという職業がありますけれど、これクマ専門に捕って歩くようなそれぐらいクマが多い時期なんです。ところが、多分1桁か、詳しい数字は、課長が把握しておりますけど、2桁ぐらい違うんですね、まず個体数としましては、それと、よくワイドショーとかで出てくるのが、ドングリが不作だから、だからクマが出てくるっていうのは、これは明らかに間違いだそうなんです。明らかに人里のところに柿を放置されてるっていうところが、人里に何回も現れてくる。先ほどの沢谷地域で何回も現れてきている地域は、柿の木がある意味放置されたということで、他のところは柿を処理して出なくなってるということもありますので、やはり、事実としましては、この柿の木の対策っていうところが、1番根幹にあるんじゃないかなと思っております。それとアーバンベアの話が出ましたけども、こちらも基本的には麻布大学の研究者の先生が作り出した言葉でもありますし、今NHK等でクマの特集やっておりますけども、基本的には、江口先生ですとか、あるいは、もう少し若い先生が、解説をこの前もされておりましたが、麻布大学の研究者というのがこのクマ対策では、日本の中の1番ベースにありますので、そういう意味では新たな研究

というよりも、今これだけ被害が広がってますので、改めて麻布大学人脈がクローズアップされて、当然、特集やっているとどこの先生どこの先生っていうところでは、余り出てこられてませんけども、そういう意味では、最先端の地域じゃないかなというふうに思っております。なぜこれを申し上げたかという、正しい客観的な事実に基づいて、その対策を科学的な知見からアプローチしなきゃいけないと。こういうことですので、質疑を行う上では、そういう認識で私もおります。その上で、どういうふうにやっていこうかということを考えておりますので、まずそれを申し上げさせていただきますと、課長の方から、詳しい答弁はさせていただきたいというふうに思います。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

課長、もう結構です。町長言われるとおりにね、私もね、木の実じゃないと思います。もろ柿です。私ね、全部地図に落とすとるんですよ。時系列です。23箇所ありました。私も科学的にね、調査に基づいてのこの質問だということは申し上げておきたいと思っております。それで、今言われましたようにですね、ちょっと話がまた飛びますけど、私の家の柿の木3本にも出たんですよ。物すごい傷があったんですよ。ちょうどこないだ見ていただきましたね。深さ1センチぐらいの傷痕ですよ。こんなもんがね、遭遇したらね、もうアウトです。もう命の危険を感じると思います。そういった意味で、当然、麻布大学のね、先生の研究テーマになるというのは、当然のことですんで、もうそれ以上申し上げません。課長いいです。それで、その他にもですね、美郷バレー参画企業の連携の中でですね、古河電工さんありますね。この連携協定を見ますとですね。AIカメラで野生動物を検出、計測して、生息域を把握する手法について検証すると、こういうことがあります。まさにですね、まさに、何て言いましょ。今はですね、千載一遇のチャンスといいましょか、めったにないチャンスがやってきたわけでありまして、ましてやですね、古河電工さんドローンを飛ばしてですね、川の上を飛ばしてどうのこうのということも実証でやっておられます。まさにね、答弁にありましたように、川が生息域になつとるんですよ。私はもう一つJR荒れた土地、それを沢谷ではらんでますけど、そういったところをですね、ドローンを飛ばしてですね、赤外線カメラあたりで感知する。そういう手法もあります。そういったことで、早期に発見してですね、例えば低周波の嫌がる音を出してですね、追い払うとか、そういったところまでですね、ノウハウ、あるいは技術が蓄積していけばですね、古河電工さんも、これ、非常にビジネスチャンスにつながるんじゃないかと思っておりますんで、そういったことも含めてですね、バレー参画企業、町村県麻布大学、井上先生色々集めてですね、対策をやっていくべきだと私は思っています。それで、町長言われましたよね。私本当に、柿なんですよ。沢谷の被害を見てもね、柿です。でもね。我が家の家の奥で、栗の木がありますけど、その周りにね、イノシシの柵をしています。ワイヤーメッシュ倒れてました。これ10月末の話です。その時はね、クマの騒ぎがなかったんで何ともなかったですけどね、今考えてみるとね、やっぱり、栗にも来とるんですよ。だから我が家の奥にあるワイヤーメッシュが、倒れとったというふうに私は、やっと理解出来ました。というようなことで、圧倒的に柿なんですよ、その柿ですね、今、答弁の中に都賀行地域とか色んなところではね、井上先生の指導によって被害が減ったと。大変結構なことだと思います。とこ

ろがですね、やっぱり思い入れのある家があるんですよ。例えばうちの家、1本、2本、3本、4本あります。うちの家は絶対伐りません。やっぱり先祖から受け継いだ思い出があります。家のもんも楽しみにしてる。地域の方々も分けてくれと。また、イベントでよく軽トラの後ろいっぱい積んでね、経済的な収益もある柿なんで、ちょっと、切るのはあれなんですけど、確かにね、年寄りには伐ろうと思っても、よう伐らんからお願いすると、そこに経費が発生します。そういった意味でですね、伐採に対してですね、柿の伐採、そういったものに対する支援措置、それによって効果を上げておる町村もあります。調べられたら分かると思います。確かに、動機づけ、きっかけになることだと思いますんで、そういった柿の伐採に対する助成措置、検討されてはいかがでしょうか。

●原議長

美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

柿に対する伐採なんですけども、いろいろなご意見を現場に行くと聞きますけども、今のところ、町としましては、空き家の問題と同じようにですね、根本はやっぱり、柿や栗の管理がされてないことにありますので、まずは、所有者の個人財産としてですね、管理の責任のもとで対応していただくのが基本であるというふうに考えております。また先ほど藤原議員おっしゃられましたように、お年寄りとかですね、大変だとかやっぱり思い入れのある木などもあると思います。まず隣近所、あるいは地域でですね、助け合える、やっぱり共助という部分が大事になってくると。伐れない部分、大きな木に關しましてはですね、トタン等でですね、巻いて、クマが上がれないようにしていくというような対応をさせてもらう。どうしても、お年寄りでですね、大変だというのは、一報をですね、美郷バレー課にですね、ご相談いただければ、美郷バレーキャラバン等のですね、取組みの中でですね、対応していくというふうに考えております。

●原議長

1番、藤原議員。

●藤原修治議員

はい、了解しました。確かにね、わが石原地域でですね、ある家の横にでっかい木がありましてね、未だに柿がなっておりますけどね、トタンを巻いてね、防いでおります。そこはね、クマが全く来ておりません。本当にそういった効果絶大なということにつくづく感じてるわけでありまして、今、川をですね、根城にして動いとると。獣道になってるということをね、私もそう思いますよ。私の作ったマップではね、20数箇所被害、沢谷川の両サイドにね、川の沿線上に被害が出とるんですよ。もうこれ明らかでしょう。川を根城にしています。それで、そういった木々潜む場所の整理伐採ですね。こういったこともですね、町は積極的に働きかけるべきだ。じゃないかと思えます。ただ問題なのはですね、伐採したものをですね、そのまま放置しちゃうと、昔よくありました。某伐採業者がですね、放置しちゃって、大水が出て、下流域に大変な被害を出しちゃったというようなこともありますんで、そういったことも考えながらですね、伐採に対する支援措置も必要ないんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

川に対する伐採は、川は非常に延長も長い、支流あるいは江の川の本流長いものから、一部だけやっても余り効果がないと。また、基本はですね、やっぱり河川管理者が責任を持ってやっていただくというのがいいんですけども、実は、実際に私も自治会で川を4年間、伐採や草刈りをやったんですけども、非常に大変でした。これをですね、やっぱお金をかけて全体をやるっていうのは非常に厳しいと。その中で一番大事なのは、確かに、移動はするんですけども、集落にいかに入れないかというところが、一番大事で、そこにやっぱり誘引物を集落の中で入れていかないというところが一番のポイントになるかなというふうに思っております。あと流木のほうですけども、藤原議員おっしゃられました伐採した後の流木が流れて非常に大変だということで、今、河川側ではないんですけども、山の方は、今環境譲与税のほうで林地残材の流出防止対策事業やっておりまして、これは九州の平成29年の北部豪雨で、やはり大量に流木が流れて問題になったということがありまして、これを教訓に、当町では、環境譲与税でですね、残材を切った後に残しておかないというようなことをやっています。ただこれは、河川ではなくて、森林地域計画の範囲内なので、ちょっとここは違うところがありますが、こういうことが、やっております。以上です。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

やっぱり河川がね、ちょっとポイントになると思います。例えばですね、河川に木が生えとるとね、例えば私たちの地域、石原川と熊見川ですね。河川で隔てられてね、分けられる。河川の木によってですね、分断されたという気持ちも分断されてます。ですからそういうのを伐採すると一体の感じになってですねいいんじゃないかと思えますし、ましてやですね、光が入りますんでね、これ、漁業の話ですけど、いい苔が生えるということになるとですね、鮎の遡上もね、非常に大きくなったりして、いいことばかりじゃないかと思えますけど、河川の管理が大切だということを申し上げておきたいと思えます。それともう一つですね、私ちょっと先ほど言いましたけど、アーバンベア化するのに河川、人家の近く、道路の近く、河川ありますね。JRの土地ですね。JRの土地、今は、霜が降りちゃって秋になって葉っぱ紅葉始まって葉っぱが落ちちゃったんで、ある程度見えますけど、これね1ヵ月前までは全くもうジャングルでした。被害が出始めた頃はね、全くジャングル状態でして、私住民の方から被害情報を受けた時にね、もう怖かったですよ。行くのが、本当、そこはですね。そこで多分、潜んどったクマですね、人間の声を絶えず聞いております。車の音も絶えず聞いております。だからアーバンベア化するんですね。もう慣れちゃって。そういったクマをつくらないためにも、先ほど言ったように河川の管理、あるいはJRのね、そういった立木、あるいはブッシュ、そういった除伐下刈り等々ですね、積極的にお願いしたいと思います。先般、町長と議長がですね、米子に行かれて申入れされたやに聞いておりますけど、JRの管理について、いかがお考えでしょうか。

●原議長

町長。

●嘉戸町長

JR 西日本に対しましては、行政報告で申し上げましたように、原議長とともに、町民からの切実な訴えだということで、直接申入れに行っていました。JR 側からは当初と比べれば9倍ぐらいやってるという話もあったんですけども、やはり頻度、それと行う範囲をもっと住民の求める目線のところまでやってほしいということでは、申入れを行っていました。それで、今の話ですけども、JR 廃線跡地に、クマの潜み場になって、それが民家の近くに現れてくるんじゃないかなというお話でございますので、具体的な地域と、それが本当に事実であるのかどうか。あるいは、その線路のただけ茂って、その周りが刈ってあるのであれば、おそらくその廃線跡地が問題なんでしょうけども、あわせて JR 三江線の跡地と、その近隣のところの手入れとかですね、その辺のところも総合的に考える必要があるのかなと。他のところが山になって、三江線の跡地も山になったのであればおそらくそこら一帯に潜んでるはずですので、これは住民の皆さんも含めてですね、ぜひ、具体的に、この箇所が心配なんだというようなところを相談でお寄せいただければですね。またしっかり対応もしたいと思えますし、それが本当に根本原因になって廃線跡地が、一番の問題だということになればですね、客観的な事実をもとにして JR に申し入れることもできるかと思うんですけども、今の段階で、少し仮設のようなお話でもあると思えますので、もう少し、実証を重ねて、その上で申出をやるならしたいというふうに思います。

●原議長

8 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

私の仮説ですけど、私、今日ね、本当はちょっと、これは言いますけど、こういった映像を使ってですね、実際はこういう状態なんだと、こういう被害が出るというところを、非常に説得力のある映像を通して、質問したかったんですけど、ちょっと叶いませんでしたけど、ワイヤーメッシュがね、倒れておったりとか、現にですね、竹地域なんか行くとですね、もうサルがもう JR の廃線跡なんかもう、物すごい数住んどるんですね。多分ねイノシシあたりもね、住処にしとるはずですよ。クマ住処にしないはずがないと思います。これから先ですよ、このままの状態です。だからこそですね。JR さんに積極的にお願いしたい。当然地域でですね、どの地域が、こういう状態にあるということですね、先般、私、課長のほうへですね、申出をしまして、申入れしましたよね。予算措置をお願いしますと。その時はね、クマ被害が出ておりませんでした。ただ、景観とか、あるいは農業者が非常に迷惑しとるという観点から申出をしたんですけど、沢谷地域で特に石原地域、JR の沿線、川の沿線、こういう被害がもう多発するとですね、やはり、そのことも考慮した申入れをしておきたいと思えますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思えます。それでですね、今朝、私、確認しました。保管用の檻、石原地域の1番下の、まだ柿の木がなってる下に檻が設置しております。被害が始まった際、当初ですね。熊見地域の有資格者が許可を得て設置しました。取れませんでした。今度は被害がぐるっと回ってきて千原、石原地域になってきました。今度、私の名前で、私が島根県知事の許可を得て、檻を設置しました。課長、ご存じですね、2箇所設置しました。捕れませんでした。その後、ちょっと出張用務があったんで、私の名前では管理

出来ないからということで、他の人に管理を委ねたわけでありまして、あの檻にですね、誰もが持つような檻じゃないんですね、私どもが持っているイノシシの檻は全然違うんですね。強度が違う、構造的な違いがある、とても個人でね、買って持ってこられるような檻じゃないんですね。駆除したものがね、食べていいですよというようなことになると、それは、お金を出しても設置する方おられるかもしれませんが、駆除したもので、決して自由にはならないという許可でありますので、そこです、被害が出た時に、県からお借りしたものをですね、私設置したわけですよ、県からお返しするまでにちょっと時間かかたりしますということになるんですね、町の方です。一つ二つは持っていただいて、いつでもこういう緊急事態が出たときに、駆逐ですかね、除去できるように捕獲して、そういう体制をとるべきではなかろうかと思っております、いかがでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

現在、町の方には2基ほど、県から檻を貸与しております。これはどこの町村も貸与して県の所有してるんですけども、実は町のほうにずっと保管は、2基はずっと常時してあります。それで足りない時は1基、県の県央事務所の川本の方からにも1基余分がありまして、合計3基が稼働できるということです。今現在、昨日なんですけども、また新たにですね、3基、要望を県のほうに、来年度どうも予算をつける方向で今行きますので、さらに3基、今町の方にですね、要望を今、町が県の方にもやっているという状況でございます。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

大変失礼しました。私、県から借りて、私が許可をもらって、設置したものと思っただけなんですけど、県から町が借りたやつを、私が町から借りたという格好だったんですね。大変認識不足で申し訳ありませんでした。いずれにしてもですね、速やかに対応するには、戸数がたくさんあった方がいい。1箇所だけではなかなかね、仕留められません。複数しかけたほうがいいです。それでですね、その時思ったのはですね、イノシシとかはですね。もう、捕獲技術持つとるんですよ、糠のまき方、どうまいていくか。その設置の仕方、ノウハウ持ってますので、ところがですね、クマに関してはね、私初めて許可をもらって設置したんですよ。全く分かりませんでした。やっと最近になってね、ある程度分かったんですけど、ほとんどの方はですね、その捕獲技術を有してないと思うんですよ。イノシシやシカだったらね、ある程度分かるんですけど、クマなんてね、県から許可をもらって設置したなんて、ほとんどおられんと思うんですよ。私初めて設置したんですけど、全く分かりませんでした。それで、例えば熊見に最初設置したと時にですね、檻の外、柿を蒔いておきました。1番奥のゲートには、赤玉ポートワインにハチミツを入れてですね、それをこう引っ張ったら、ガチャンと落ちるというシステムにしとったわけなんですけど、アーバンベアはやっぱり利口ですね、もう外の柿しか食べないんですね。中まで入ってませんでした。そのうちに、その柿の木が全部撤去されま

したんで、もう意味がないから、千原地域に出たところへ、今度は私が、その檻を借りて設置したわけですよ。私ね、設置した時に、全部写真撮りました。写真撮りました。次の日行って見たんですね、設置して、見比べてみました。入ってなかったんですけど、確かにクマが来て食べとるんですよ。入口のね、2つ3つはね、食べとるんですよ、それ以上は中に入って食べてないですね。頭がいいですよ。クマは。頭がいい。やっぱり我慢比べだと思うんですよ。外に蒔き続ける。その時にですね、上にある柿の木を残しておくべきなんですよ。やっぱり執着させんとですね。そこへやって来ない、我慢比べが出来ない、それが分からないから熊見の場合はですね、柿の実を全部取っちゃったんですね。ですから、檻が置いてあるだけ、餌が置いてあるだけ、その終着がなくなって来なくなっちゃった。圧倒的に柿がないから、というようなことですね、ちょっと皆さん方、理解、私の言ってることが理解出来ないかと思えますけど、頭がいいんですね。ですから、狩猟する者は、ほとんどそのノウハウがない。しっかり勉強をね、研修するべきだ、勉強するべきだと、これからですね。いつ何どこでこういう事態が発生するかわかりません。許可を得たものでしかそこへ設置出来ないわけですよ。設置したってノウハウがないのに設置したって意味がありません。そういった意味で、そういった研修をぜひともやっていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

技術研修につきましては、誘因物の除却や、クマに遭わないための対策と含めてですね、あともう1点は、県の方が今、錯誤捕獲が非常にクマは、捕獲のうちの7割が非常に錯誤捕獲が多いということで重点施策に上げておりますので、それも含めてですね、全てを含めて総合的な研修会として、県を主導に開催するというふうに考えていきたいと思えます。それともう1点、藤原議員の入らなかったということで、これは藤原議員が悪いわけじゃなくてですね、そのときの周りの環境が悪かったと私は思っております、私はかけた時に入らんだろうなど。熊見じゃないんですけども、いうのがですね、その檻以外に、周りにまだたくさん柿があってですね、やっぱり、こういう突起物に関してはやっぱり警戒して、頭がいいので、特別ここに柿があっても入らないと。赤玉ポートワインでも入らないと。むしろ、柿の他のところに行っていると。これは県の検証でもですね、ある程度取った上で、最後、残しとけば一番良かったかなというのが、検証の中の答えと県との、一応、総合的答えになってはいますが一応そのこともお伝えしたいと思えます。

●原議長

藤原議員。

●藤原修治議員

今、赤玉ポートワインでも入らなかったということでもありますけどね、確かにですね、周りにあったらね、そこにいっちゃうんですね。ですから周りをとにかく取って、そこだけ残すんですよ。そういったのもノウハウになるわけですし、そういったその、このたびのことがあって初めてね、いろんなことの気づきが私ありましたね。今度また許可を取ったら絶対捕ってやると。赤玉ポートワインじゃないですよ。ハチミツどぼどぼ入

れてですね、絶対そこに食らいつくようにね、やってやろうというね、強い決意を持っておりますけど、いずれにしましてもですね、そういったノウハウがないと彼は、駆逐
いうか、捕ることは出来ない、そのことだけはですね、本当に頭がいいです。アーバン
ベア本当に頭がいいです。そのことを申し上げておきたいと思います。それで、その対
策の一つとしてですね、今、被害防止設置事業というのがありましてね。これイノシシ、
シカ、サルだけです。電柵を張る、電柵有効ですからね、ワイヤーメッシュ、これはク
マ、全く意味ありません。倒します。私の2軒先の家の裏のワイヤーメッシュごっそり
倒されてました。全く意味ありませんけど、トレイルカメラというのがですね、夜間でも
映るんですよ。私、かつて、安物の中国製のトレイルカメに2台持ってましたけど、
それをですね、檻の周りに設置しとくとですね、夜間でもね、映るんですね。という
個体の大きさが分かる。親子ずれであるか。そういうことがね、分かるわけでありまし
て、対策についてはですね、相手をまず知ること、そのことによって、いろいろな対策
を打てます。それで、今はワイヤーメッシュとかあるいは、電気関係のものが補助対象
になってますけど、農業共済さんはね、その上に、トレイルカメラの貸出しもね、補助
対象にしとるんですよ。ぜひとも町はですね、もうこういう事態が発生して、イノシシ
やサルだけでは、イノシシだけじゃありません。クマにもね、非常に有効です。トレイ
ルカメラのね、助成、本体だけでないですよ。電池であるとか、結構、電池たくさんい
るんですね、あるいはUSBメモリーですね、そういったものも要りますんで、そういった
ものも助成対象にさせていただけるとですね、非常に捕獲効果が高まる。クマもですが、
イノシシもですね、ちょっと、そういうことを提案してみたいと思いますけど、いかが
でしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

藤原議員おっしゃられるように、トレイルカメラは有効な道具だと思っております。
町としましては、今、新年度に向けてですね、県からもたくさん今トレイルカメラ、こ
ちらのほうに来ておりますので、これをですね、貸与していきたいというふうに思っ
てます。これ個人の助成にするとですね、そこで止まってしまうんですけども、これを常
に改修してですね、県、町、あるいは関係者、美郷バレーですね、一緒になってすぐに
情報解析して、すぐに今度は行動に移していくと、初動体制を早くしていくっていう形
にしたいと考えておまして、新年度からトレイルカメラ等の貸出しをですね、してい
きたいというふうに考えております。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

非常にいいお答えをいただきまして、うれしく思ってます。もう壊れちゃったんでね、
買わにゃいけんかなと思ってますけど、借りることができればね、ちょっと農業共済に
頼むのは、敷居が高いもんで、町であればですね、気楽に借りられることは出来ますん
で、ぜひともですね、私、お借りしてですね、有害鳥獣駆除に役立ちたいと思ってます。
それで、こういった被害が発生しとるわけでありまして、柿のね、そういった農産物

の被害だけで止まるとるからいいんですけど、人の被害がなかったということで非常に安心しておりますけど、例えばですね、その民間の沢谷ではですね、しゃくなげパークとかいうね、花の谷の奥にあるんですよ。そこはね、結構県道から入ったところでして、シャクナゲの自生地、ちょっとふもとよりこっちになるんですけど、その横にはね、おべかという谷があってね、これ、もうもろクマの生息地です。かってそこでものを逃がしたというような例もありますけど、そういった民間の公園等々、近場で滝原キャンプ場なんかもありますけど、そういったところにですね、そういった被害が出た時には注意喚起するですね、物を立ててですね注意を促すと、そういったことも必要ではなからうかと思っておりますけどいかがでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

以前は積極的に看板を設置しておったんですけども、住民の方からはですね、結構、逆に、ある意味、もう分かるとるということで、今はどちらかという町内に関してはもう、町民の皆さんにはもうどこでもクマは出没して行動するもんだという前提ですね、IP告知、防災無線、あるいはホームページで周知しているということになっております。また、今、注意喚起が必要だということにはですね、もしかしたら、看板を立ててほしいという、そういう意見もありますので、必要に応じてはですね、立ててもいいのかなというふうには思っておりますが、現在のところはそこまでは今考えていないということです。また建物とかにですね、カヌーとかですね、クマがもし出没してそこにうろうろしているということになれば、県の危機管理体制で、住居集合等におけるツキノワグマ対応方針に基づいてですね、県と警察と一緒にですね、対応していくという危機管理体制がありますので、そういう対応をしていくというような考えで、現在のところおります。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

いずれにしてもですね、人への被害があったら取り返しのつかないこととなりますので、そういったことについては徹底して、IPなりね、いろんなこと、媒体を通じて、促していただきたいと思っております。それで、美郷町にはですね、湯抱の奥にですね、鳥獣保護区といってね、広い広い保護区があります。ここね、イノシシの根城になっちゃって、別府方面とか湯抱方面の田んぼはね、もう特に、湯抱関係はね、ほとんど今田んぼつくっておられないでしょう。果たしてですねえ、今の時代といいましょうか。かって湯抱温泉が栄えた頃と違ってほとんど、お客さんもないという中においてですね、どういう経緯で、あそこは設置になったか。三瓶との隣接であそこまでこう何かあえてこう入れてあるんですね。三瓶の周りからあえて湯抱に入れてあるんですが、その保護区は、今でも、クマの根城になったら大変なわけでありまして、私ある女性の方がですね、犬散歩で連れて歩いたら、その沿線でクマを見た。どういう状況だったか聞きたければちょっと見た女性を紹介してあげたいと思っておりますけど、そういうことも聞いておりますので、湯抱保護区今でも必要とお考えでしょうか。

●原議長

美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

この湯抱の奥に関しましては、昭和48年から5年ごとに再設定というふうになっております。先ほど、藤原議員おっしゃられました昭和38年に、三瓶国立公園になってから、そういう経緯があるというふうに認識をしております。その中で、町としての設定ではなくて、これはあくまでも県の設定というところがありますので、町1自治体で、反対とか異論ということは出来ないというふうに思っております。実は、今年の5月25日に地元の自治会役員さんが県の方から、再指定の説明をされまして、今年6月16日に役場において、県が関係機関ですね、農林業、猟友会、鳥獣保護員、あと、地元の自治会に説明をされて、意見を求められました。その中で全員異論がないということが言われてまして、今年11月に再指定されております。町としましても、可否を決定、町独自が可否を決定するものではございませんけども、あくまでもクマの出没被害と、狩猟保護区報告のですね、因果関係のですね、ここら辺がはっきりとデータとしては、まだ見当たっていないというところで、一応、異論はないということで、皆さん参加団体の意見を尊重してですね、再指定に至ったというふうになっております。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

異論がないというのが、どうも不思議な、ちょっと私ちょっと理解出来ませんが、もういずれにしてもですね、目撃情報があります。イノシシの住処にもなっております。周りは荒れ放題になってます。そういった因果関係等々ですね、やっぱり麻布大学のフィールドワークセンターのね、研究テーマの場所にさせていただいてもいいんじゃないかと思えますんで、またアドバイスをしてあげていただいたらと思えます。答弁ありましたようにね、クマの情報というのはですね、やっぱり地域で共有すべき本当に重要な情報なんですね。そういった意味で、自治会長あるいは都賀行あたりの成果を出しておられるということをおっしゃったけど、是非ともですね、自治会によってはですね、通報なんか面倒だと。あるいは他人事だと。名前言いませんけど、行くと言われる方もおられたりしますんで、ほんの小さな情報でもいいです。その情報の積み重ねというのはね、やはり大切なもので、そういった意識の転換といいましょうか。そのこともね、しっかりやっていただきたいと思えます。いずれにしましてもですね、予想もしなかった場所ですんで、クマの出没情報が多発したわけでありまして。被害をなくすにはですね、住民の先ほど言いましたように情報提供もちろんですけど、町、県、あるいは麻布大学、あるいは連携を組んでおります古河電工さんであるとかタイガーさんであるとか、そういった関係者が一丸となってですね、対策を広げていくことが大切やに思えます。町長はですね、定住対策が、1丁目1番地だと言われましたけどね。安全安心の町ね。町民の身体、生命、財産、これを守るといってもね、やっぱり大切なことですので、そのことをしっかりとですね、肝に銘じて、これからのクマ対策に臨んでいただきたいということで、質問を終わりたいと思えますけど、ちょっとまだ時間ありますので、時間もつ

たいないんでちょっと、私、途中で言いましたね、皆さん方はこの話がね、ぴんとかないじゃないかと。だから映像を使ってですね、やってみたいというようなことをね、私実は今日プランとしてはね、そのことをやりたかったんですよ。こういったね、JRの状況であるとか、檻の状況であるとか、こういったトタンを巻いた状況、映像を使ってですね、説明すればですね、非常に理解力も深まって、いい質疑が出来たんじゃないかと思えますけど、まだ議会の方のね、規約といいますか、規定、その方が整備されておらんので、まだ早いということで、今回は諦めましたけど、今後ですね、ぜひとも、せっかくいい機械がありますんで、有効利用を、活用を前向きに検討していただきたいということを、議長に申し上げまして、これで終わりたいと思います。

●原議長

藤原修治議員の質問が終わりました。
ここで14時15分まで休憩といたします。

(休憩 午後 2時00分)
(再開 午後 2時15分)

●原議長

会議を再開いたします。
通告5番、2番・牛尾議員。
2番、牛尾議員。

●牛尾議員

2番、牛尾でございます。よろしく申し上げます。私の方からは、にぎわい創出のポイントはということで、美郷町商業活性化にぎわい創出事業についてお尋ねをいたします。令和3年9月30日に、美郷町商工会から、美郷町商業の活性化に係る要望書が、また、10月29日には、粕渕連合自治会から粕渕中心市街地の再開発に係る要望書が提出され、当事業についての検討が始まっております。12月23日、また、町、商工会、観光協会、総合計画審議会、連合自治協議会、粕渕連合自治会、産直企業組合、金融機関、それら機関の中から12名の方々が出られ、検討委員会の方、第1回検討会が開催をされ、その後の議論を踏まえて、令和4年8月に美郷町商業活性化賑わい創出事業基本構想が策定されております。基本構想におきまして、創出事業の基本理念は、商工業を通じた人々の交流、集いを創出する拠点づくり、その説明として物の売買、サービスの提供といった商業を通して人々が集い、活発に交流することで、賑わいを創出し、町全体の活性化を目指すとなっております。また、3つの基本テーマ設定がされまして、テーマごとに、コンプトと複数の取組み事項が整理をされております。一方、町内商工業者の積極的な事業参画が必要との観点から、町と町内商工業者との連携調整役として、参入事業者の誘致などに主体的に取り組むため、商工会、既存事業者、役場産業振興課をメンバーとした検討委員会が立ち上げられております。直近では本年9月25日の全員協議会におきまして、基本計画のゾーニング案の概要について、施設の検討図面を含めて説明をいただいたところでありまして、以上、これまでの事業への取組み状況を踏まえまして、4点についてお尋ねをいたします。1点目、基本構想について、基本

構想のための検討委員会の方々に、説明はされましたでしょうか。また、基本計画については、説明をされますでしょうか。2点目、参入事業者誘致のための検討委員会のこれまでの検討状況についてお聞かせをください。3点目、用地補償の進捗状況と補償内容について、お聞かせをください。4点目、賑わい創出のポイントは、魅力ある店舗の誘致などと合わせ、周辺事業者との共存共栄ウインウインの関係を築くことだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、牛尾議員の賑わい創出のポイントはのご質問についてお答えをいたします。美郷町商業活性化賑わい創出事業につきましては、美郷町商工会及び粕渕連合自治会からの要望に基づき、商業を通じた人々の集い交流を創出し、美郷町全体の商業活性化と賑わい創出につなげていくことを目的として、令和3年度より取り組んでいるところであります。これまでの取組状況につきましては、事業開始当初より、全員協議会において状況報告をさせていただいておりますので、ご承知いただいているものと拝察をいたします。4点ご質問いただいておりますので、それぞれお答えをさせていただきたいと思っております。1点目の基本構想、基本計画について、申し上げます。基本構想の策定につきましては、令和3年度事業として、着手をしており、商工事業者、地域等の代表として、12名の皆様に検討委員として参画をいただきました。検討委員会におきましては、グループワーク方式で、様々な意見を抽出いただき、その意見をもとに、事業の基本理念、また、それに基づいた3つのテーマを掲げ、基本構想として策定をいたしました。この基本構想につきましては、令和4年9月議会の全員協議会において報告をさせていただいております。検討委員の皆様に対しましても、議会報告前に構想内容の説明を行い、意見交換をさせていただいております。基本計画につきましては、基本構想をもとに、施設の機能、規模、配置の計画の策定作業を行っているところであります。近日中に計画を策定し、ホームページなどで広く公表してまいりたいと思っております。2点目の参入事業者誘致のための検討委員会について申し上げます。本事業につきましては、町内商工事業者の積極的な事業参画が必要であると考えています。参入事業者の誘致につきましては、美郷町商工会が主体となって取組みを進めています。事業者誘致のための組織として、美郷町賑わい創出事業推進委員会を、商工会が主体となって立ち上げ、先日、事業者説明会が開催をされたところです。この説明会は、町内外に広く事業の内容を周知することを目的に開催をされ、11の事業者の参加をいただいております。参加者からは積極的な質問も多数いただいたと聞いております。今後、正式な事業者公募に多数の事業者が応募されるよう、商工会と連携をし、取組みを一層強化してまいりたいと思っております。3点目の用地補償の進捗状況等について申し上げます。事業範囲内の用地につきましては、全て民地となっております。本事業を進めるにあたり、用地の公有化は必須であると考えており、地権者の方と交渉を進めているところであります。交渉内容につきましては、この場での発言は差し控えさせていただきますが、地権者の方への事業内容、進捗状況などの情報共有に努めており、事業へのご理解をいただきながら交渉を進めてまいりたいと思っております。補償物件につきましても同様に、所有者と交渉を進めているところであります。最後に、4点

目の賑わい創出のポイントについて申し上げます。繰り返しになりますが、本事業の目的は、商業を通して人々が集い、活発に交流することで賑わいを創出し、町全体の活性化の実現を目指すことです。その実現のためには、まずは、町外に流れていた消費を町内へ誘導することが、町内経済の好循環実現の肝になると考えており、町民の皆様のニーズに沿った魅力ある施設づくりが求められているものと認識をしています。そして、本施設のカギとも言えるチャレンジショップの機能につきましては、9月臨時会の全員協議会においてもご説明をさせていただきました。本施設には、臨時出店ができるスペースを設けることとしております。例えば、このチャレンジショップの活用例として、地域の生産者や加工グループといった方々が、臨時に出店をし、旬の食材や加工品といった地域の魅力ある産物のPRを兼ねた即売会あるいは試食会を開催されることなどが考えられます。あるいは、新しく開発された新商品のお披露目のフェア、新規起業前のテスト出展といったことも想定が出来ます。これらの取組みを通して、単に日常の買物や飲食とただただだけではなく、足を運び、立ち寄っていただくきっかけをつくることで、賑わい創出につながるものと考えております。本施設は、町内全ての事業者の皆様チャンスもあり、アイデア次第で様々な可能性が模索できる、多様性に富んだ拠点施設となるよう、計画づくりを進めてまいりたいと思います。また、チャレンジショップ機能以外の集客等の例として、神楽やバリといった美郷町の文化発信ブースやフードコートの設置で、集客力や滞在時間の向上も図っていきたいと考えています。最後に申し上げますが、本事業の背景にあるのは、人口減少、少子高齢化に対応を発する衰退した美郷町の商業に対する抜本的なてこ入れ策であるということです。特に飲食や小売といった商業の疲弊は顕著であり、自力でのてこ入れが非常に難しいというところまで来てしております。また、山陰地方におきましては、鳥取県でのJA系のスーパーの全面撤退、松江市の百貨店の閉店など、商業を取り巻く状況は、日を追って厳しくなる一方です。当町としましては、住民生活の拠点となる施設を行政の手によって確保し、商工事業者側で施設を最大限活用していただくことで、町の賑わいをつくり出していききたいというふうに思っております。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございました。人口減少が急激に進みまして、様々な経済活動も冷え込んでおります。この悪循環を断ち切り、美郷町に賑わいをつくり出す、生み出していくことの重要性については、誰しもが認めるところではないかというふうに思っております。行政でのてこ入れの必要性についても、十分理解しているつもりであります。少し、その流れの中でくどいようですが、確認をさせていただきたいと思います。基本構想については、当初計画では、令和4年度初めの策定が予定されたのかなというふうに思います。少し遅れて8月の策定ということで、全体での流れとして、1年遅れの作業になっているのかなと思います。最初のスタートで、年末、3年末に検討が始まって、年度内、3月までに4回、毎月検討会を重ねていくというふうな結構ハードなスケジュールを組まれていたということで、それ自体に若干は無理があったのか、どういう理由だったのか、少し、しっかりとやはり検討する必要があるということで、時間をかけて検討をした結果、8月の策定に至ったというところのその辺の事情がもしわかれば、お答えいた

できればというふうに思います。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

ご質問にお答えさせていただきます。検討委員会での検討、大分、スケジュール感として厳しかったというところがございました。それは正直なところですけども、この事業を進めていく上で、いろんな意見を聞いていく中ですね、いろんな意見をいただくことが出来ました。それを反映していく。また、それをどのように今後の構想、計画に反映させていくかというところに若干時間をいただいて、それで少しスケジュール感が、当初思っていたより伸びていたというところが正直ございます。以上です。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

検討に時間をとるというのは決して悪いことではないということなんで、十分意見を聞いた上で、基本中の基本の基本構想の策定ということになりますので、時間かけることはいいことだというふうに思います。基本構想については、検討委員会の皆さんには、議会報告前に事前に説明をされてということで、順を追って議会にも、説明をいただいたということがございます。基本構想はそうして基本構想を立てるための検討委員会ということで、お返しをしたということなんですけども、基本計画の検討委員会は、事業者あるいは地域の代表の方々という形で、町民を代表する方々から意見を聞こうという形のメンバー選定だったんだらうというふうに理解をしております。基本構想も改めて見させていただいて、結構、最初、膨らんだような構想ですので、結構いろんなものを盛りだくさんに上げております。基本計画、今、それらしいものを、まだ検討中のものですけども、先日の全員協議会で、見せていただきました。ちょっと私、あの時は欠席をさせていただんですけども、資料を見させていただきまし、その時のやりとりも全部記録を確認をさせていただきました。見ますと、やはり、内容としては、結構縮小してるのかなというふうな感じを持っております。大変これ、住民生活に直結した事業、大きな事業だと思いますので、多くのやはりそういうふうな声をまとめていくという作業を繰り返し繰り返しやっていくことが大事なのかなというふうに考えます。今回基本計画の今策定に向かって作業している。この後基本設計をそれに基づいて設計していくという作業に移っていくんだらうと思いますけど、やはり一つ、ここが節目になってくるんだらうというふうに思います。その後は実施設計ということで、もう建設準備に入っていくということになると考えております。基本構想を検討委員会の皆さんから意見をちょうだいして、基本構想を立てた。しかし、今いろんな制約が当然、現実交渉なりに当たった上ですね、これは、当然出てきます。最初思っていた通りに行かないことが、やっぱり当然のこと現実の問題として、これが出てくるのはやむを得ない。だから、そういう町民の代表としての12名の方々に、継続的に話を戻して意見をやりとりしていくという作業は、意味があるのかなというふうに私は思っております。だから基本構想を立てたけども、いろんな事情があって基本計画は、こういうふうな取りまとめに今なってきたんだというふうなことを提示して、意見をまたもらおうというふうな作

業もうこれは意味があるのかなというふうに思います。それと、ホームページで等で公開をされるということですのでけれども、是非ともですね、提案なんですけども、パブリックコメントをお願いをしたいというふうに思います。だから、固めたものを、これで来決まりましたよと。基本計画策定しましたではなくって、そういうふうに検討委員会の方々とやりとりをしながら、ここまで案を練ってきましたと。それで町民の皆さん、意見があればお寄せくださいと。町民の皆さんこれ非常にさっきも言ったように生活に非常に直接関わってくる大きな事業だと思うんで、皆さんを巻き込んでいくというふうな作業が、より身近な公務施設として、利用に携わっていただかないといけないと。交流の場として活用していただかないといけない。だから、その機運をつくっていくという意味で、パブリックコメントというものを利用して欲しいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、牛尾議員のご質問でございますけども、現在、基本計画の策定中でございます。基本構想にのっとった計画を策定しております。やはり、基本計画を立てる中ですね、やはり用地の問題、それから敷地面積の大きさというふうなことが、やはりネックになってきまして、議員おっしゃられるように、当初のような、構想というのはなかなかちょっと、難しいようなところも若干あります。そういった中でですね、やはり町内の全体の賑わいを生む施設として、どういったものが必要かなというふうなことを検討を重ねまして、今現在検討の方をしておるところでございますけども、確かに、今後そのでき上がった計画に対してですね、パブリックコメントであるとか、今の基本構想の委員さんっていうっていう事前の説明であるということは、やはり必要な部分があるのではないかなというふうな認識おります。ですが、やはりその計画の中でもですね、やはり、当初思っていた構想、議員さんが思っておられた構想の中と、現在のやはり計画というかちょっと、やはり、剥離した部分もあろうかと思っておりますんで、その辺の説明も含めながら、公表の方は、してまいりたいというふうに思いますし、パブリックコメントに関しましてもできることと、出来ないことっていうのが、若干出てこようかと思っておりますので、その辺とも意識しながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し補足をさせていただきます。まず住民の意見をできるだけ取り入れるというのはおっしゃるとおりだと思います。パブコメにつきましても、実施させていただく方向で考えてまいりたいと思います。ただ、この検討委員会の12名というのが、先ほど説明させていただきましたように、様々な団体ですとか、立場の方に入らせていただいておりますので、これが疑似的に住民の様々なご意見を集約するファーストステップだったというふうには思っておりますので、全く住民の意見を聞かずにここまで作ったということではないというのが一つでございます。それとパブコメ等でも説明はしますけ

ども、私自身今思っておりますのは、ハードにつきましては、現実的なハードの整備しか出来ないだろうなど。例えば奇抜な建物を建ててほしいということに対しては、お金もかかりますし、建てた後のメンテナンスコストもございますし、例えば、使い勝手がですね、奇抜なもので特殊な用途にしか使えないようなものを作ってしまうと、やはり稼働率も上がらないというふうな状況ですので、ハードについては、ある程度はもうシンプルなものにならざるを得ないのかなと。総合的に考えて。ですので、ここからハード面について様々な意見あるかもしれませんが、ハードについては、ある程度のもの、キャパを考えると、できるだけコストがかからないように、これは将来にわたってのコストもかからないように、稼働率が上がるように、ということを最重要視して行っていきたいと思います。一方ソフト面につきましてはですね、検討委員会から、様々な意見をいただいて、今お示ししているこのハードの案が、検討委員会からいただいたものをカットしてるかということ、実は全部盛り込んでるつもりでおります。例えばの話、朝活ができるような場をつくってほしい。それは、フードコートですとか、チャレンジショップですとか、いろんな形でそういうふうにも、使えるような空間ということではハード面では意識してつくっておりますので、どちらかということハードについては、ほぼ、こういうふうな形を基本として進めさせていただきたい。ソフトにつきましても検討委員会から、様々な立場からこういう用途、こういうふうな機能を持たせてほしいというのは盛り込んで。要はソフトで対応する部分、運用で対応する部分というのがかなり出てるのかなと。ここの整理を丁寧に丁寧にやっていきたいというふうな方針でございます。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

かなりいろいろ調整のいる作業がずっと続いているんだろうというふうに思います。計画は計画でですね、今までの意見を集約しながら、もう一つは、いわゆる交渉事という非常に難しい作業も同時並行でやっておられるということは、何となく察しはある訳であります。ただやっぱりその過程で、いわゆる第三者の意見を常に聞いているよ。その姿勢が必要なのかなと。行政のスタンスとしてですね。と思いますので、その時に、他の何ていうかな、意見を聞く対象として適切な他の集団とか組織とか、そういうものがあればそういうところをお願いをして、意見ちょうだいするということもできるんですけど、この最初の流れとして検討委員会が、最初の立ち上げからの時にですね、ナンバリングをされた方々ということで、引き続きその一連の流れを確認をしていただくと。役割を持っていただくということは、やっぱり意味のあることなのかなということで、検討、この基本構想の12名の検討委員の方々をですね、同じ目で、目線でどういうふうな形で、町としても、あるいは商工会としても説明をして、ああそうだね。そこは当然無理だよなとかいうふうな話をですね、当然、意見が食い違って、それは行政としてある程度責任を持って判断をしないといけないという部分は、当然、いろいろな場面が出てくると思いますので、それはそれとして判断をしてかなきゃいけないですけども、手続論としてそういうことは、あったほうがいいのかということでも申し上げさせていただいております。それで、今もう12月のこの議会ということで、基本計画がですね、今、出来つつあるということで、それに基づいて、後、パブリックコメントしていただ

けるということなんで、それも含めてスケジュール的に基本設計ですね、それは大丈夫でしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今現在、基本計画がもうぼちぼち出来つつあるというふうなところでございますので、時期に、今後基本設計というふうなところに移っていかうかと思えます。基本設計につきましては、一応、来年度での一応設計というふうなところでの、一応考えておりますけれども、ただその基本設計につきましても、今現在、事業者参入のための検討委員会のほうで、話を詰めておりまして、そこら辺のところの意見も踏まえまして、今後、基本系設計というものは考えていかなければならないというふうに思っておりますので、时期的なところで言いますと、一応、来年度以降というふうなところでのお答えにしか、今はならないと思えます。よろしくお願ひいたします。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

様々な作業をですね、同時並行で進めていかないといけないということで、大変、調整の要る作業だろうというふうに思えます。で、今、くしくも、答弁をされた中で、参入事業者の方の問題があります。ただ、この方々についても、ある程度の条件を示した上で、どうだろうかということ判断をいただいて、こちらとしても、どういう形で決定しているのかちょっとわからないですけども、決定をしていく。入っていただくことを決めていくという作業があります。それによって、基本設計も、それなりに影響を受けてくるだろうということだと思えます。参入されるいわゆる業種、営業店舗、どういった形でやられるか、スペースだけで、後は本人、入られる方の使用については、それぞれの責任で、やってほしいということもあるのかもしれないけれども、いろんないわゆる基本的なインフラのいわゆる配管とかですね、そういったものの問題とか、特別な場合によっては、最初から装置は考えておかないといけないとかいうことがあろうかと思えます。今、かなり作業間の調整ですね、それが難しいのかなというふうに思っております。今、基本設計については、もう令和6年度になるというお話でしたけども、この予定は、だからもうずれていくということでもよろしいわけですね。今、この前の9月の予定では、年度内に、この年度内にだいたい終わるというふうな絵になっておりますけども、これはもう繰越しをされていくということでも、了解でよろしいわけですね。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、現在基本計画でのところの話で、基本設計がずれていくのではというふうなお話でございますけど、はい、大変申し訳ません。この辺のところは、否めないところでございまして、やはり、その事業者決定であるとか、今後の今の計画であるとかですねそのときも十分承知の上で、こちらのほうも事業を進めておりますので、事業の遅れに関

しましては、この場ではご容赦いただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し補足をいたしますと、スケジュールは今、課長が申し上げたとおりなんですけども、その前段のところ、参入事業者に対する条件の提示等々のお話がありましたので、補足として申し上げたいと思います。もちろん入っていただくに当たっては、店子として入られるので、例えば1階のここの部分が幾らとか、2階が幾らとかっていうようなところは、条件を提示しないと、最終的には検討に進めないということだと思いますので、どこかの視点で具体的な話はいけると思います。先日行われました商工会が行った、まずは、こういう構想は、マスコミ等にも報道されて出てる、あるいは町議会でも言ってるんだけど、1回も正式に事業者を集めて説明した場もありませんでしたので、まずは、1回集まってくださいと。興味がある方というところの第1回目ですので、こういったことが何回か積み重なって行って、最終的には、具体的な条件を提示する、あるいは建設が始まりましたら、もうその段階で、いつからここは幾らだっというところを徐々に具体的になっていくのかなというふうに思っております。その中でですね、先ほどおっしゃられましたその店子をどういうふうな店子に入ってもらおうかという話なんですけども、一つは、文化施設は間違いなく作らなきゃいけないと思います。これは、美郷町の強みであります、文化、具体的に言うと、神楽とバリ文化につきましては、やはり文化発信ブースというのを設けたいというふうに思っております。そうしないとですね、ただ単に雑居ビルを建てると、補助金も何もつきませんので、当然、文化発信基地で、単に買物、単に飲食だけの目的に来てもらうんじゃなくて、少し、新しい神楽の動画がそこで見れるみたいだから少し行ってみようとか、バスを待つ間に、そこで、少しバリのブースに行ってみようとか、こういうふうに、飲食、買物だけの目的じゃなくいろいろな人が、集まってくるような、そういうふうな空間という意味では、文化施設は間違いなくこれは町の方が、主体的に作らなきゃいけないと思います。具体的な純粋民間事業者の店子としてはですね、1つは、産直機能というのは当然持たなきゃいけないというふうに思っております。一般のお店、ショップに関して言えばですね、第1位が、やはり飲食だと思います。2つ目が、やはり、小売ってところが必須になってくるのかなと。といいますのも、先だっで行われましたその商工会の説明会では、お買い物アンケートの結果という資料が配られております。これは、令和3年に商工会が行われたアンケートでございまして、これによりますと、食料品の62%は町外で買物されてると。38%しか町内で買物をされてないというふうなアンケート結果が出ております。あるいは飲食、外食に関して言えばですね、町内の外食が5%だけ。逆に言えば95%が町外で外食がされてると。これは4番目のご質問に関わるころかもしれませんけども、周辺事業者との共存共栄という意味では、限られた小さなパイを、町内の事業者と、新しい施設に入る店子で奪い合うというより、明らかに外に、圧倒的に消費が流出している。これを美郷町内に取り戻して、活気を、賑わいを取り戻して、ここにチャレンジショップですとか、あるいは「みさと。ペイカード」を使った町内事業者への還元策ですとか、こういったものを駆使して町内全体の事業者が、ここの拠点を

って、もっと商売が、前向きにできるような環境をつくってほしいと、こういうふうな意味でございます。そのためには、やはり主力となる飲食店、それと、小売は幾つかありますけど、衣服とかドラック系のところが欲しいというふうな意見はよく聞きますけども、これも民間事業者が、手を挙げてくれないことには、それも実現しませんけども、少なくとも飲食につきましては、優先度の高い店子として考えておりますので、2つか3つになるか分かりませんが、飲食店については、一番最初に全協でお示ししましたように、県内の19市町村の中では、人口当たりの飲食店の数が圧倒的に少ない。そういうふうな町でございますので、ここは必須かなというふうには思っております。あと、参入条件の店子料、賃料につきましてはですね、これから、考えていくことなんですけども、安くても駄目だと思えます。高くても駄目だと思っております。というのも、安過ぎると、今度は民間で、例えば、そういうふうな空き店舗を持ってらっしゃるところとの民業圧迫のところもありますので、適正な水準の1階部分、2階部分違うと思えますけども、そういうふうな賃料というものを設定していかなきゃいけないのかなというふうには考えております。ちょっとあちこち行きましたけども、参入事業者の条件のお話をされましたので、付け加えさせていただきます。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございます。もう既に、2点目の話に入っておりますけども、11の事業者の方々が説明会にお出かけをいただいたということでありました。その時の事業者からですね、いろんな質問が飛んだかと思うんですけども、こちらとして、要はこういうところをもう少し何とかしないといけないなというふうな気づかされた点というのは、何かあれば、ちょっとご紹介いただければなと思うんですけどいかがでしょうか。

●原議長

産業振興課長。

●行田産業振興課長

先般、11月の29日ですね、この第1回の事業者説明会というのは商工会主催の方でやられておられます。その時のレポートがこちらにあるんですけども、やはりこの中でですね、やはり利用者からの意見っていうふうな多かったのが、やはり、先ほど言いましたテナント料のところであったりとか、いうふうな質問が結構多く出たようでございます。それとですね、やはり建設的な意見として、今後、こういうふうな検討のする場、事業者が寄る場というふうな話し合う場を、もうちょっとたくさんつくってほしいというふうなご意見もございました。その時には商工会の方もですね、早速そういうふうな場を設けて、今、たくさんの人にそういう声を聞いて、しっかりしたものになりたいというふうなご意見もありましたので、今後そういうふうな説明会というのは、先ほど町長も言いましたけども、また続くというふうなことで話を聞いておりますので、今後も開催されるというふうなことで聞いております。以上です。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

現実問題ですね、何ぼかかるんだというのは、現実的な興味の対象、それと、こういう場を設けていただきたいというお話については、これは非常に前向きな話ということで、興味を非常に示していただいているということだというふうに感じ取りました。だから、当然そういった方々がこちらとしても期待できる方々ということであれば、やはり積極的に意見を取り入れて、こちらが対応できることについては、しっかり対応していくというのがやっぱり必要になってくるというふうに思いますね。だから1回目としては手応えのあった会だというふうなことだったのではないかなというふうに感じ取りをさせていただきました。それで、算入対象となる、いわゆるゾーンというかエリアですね。店舗ゾーンとか、それとか、さっき産直は必須、それと、チャレンジコーナーとか、ああいうところをですね、いわゆる交流する場というのを店だけに限らず、仕掛けのできる場所ですね。それと文化的ないわゆるアピールできるところとか、いろいろ色んな違うものを組合せて魅力アップを図っていくというふうなことで、いろいろ設計を計画を立てていくんだらうというふうに理解をしております。今、既存の施設があって、それで、新しい施設ができるというところで、先ほども最初の1点目のところで、様々な制約があって、やはり思いどおりのその施設がですね、十分建設できるようなことではなっていかなかったということで、それはもうやむを得ない話だと思うんですけども、だから、いろんなその事業者の希望が出てきた時に、場合によっては産直とスーパー部分ですね、既存施設もそういう組合せの平成の22年からですか。今の形態になってずっと来ている。14年間、この姿で来てるわけですよ。だから、今当初の、いろいろ基本構想では、もう少しバラエティに富んだ、今度はむしろ規模を大きくしたようなですね、いうふうな面積なんかも結構大きかったんですよ。たしか、今、バックヤード含めて600平米ですけども、1000平米は軽く多分超えると思うんです。そういうふうな基本構想になっていたかと思うんですけども、だから、そういうふうなことも含めて、今後の、どういうふうな希望が出てくるかわからないですけども、いろいろ考えていかなないことがまだあるんだらうかなというふうに思ってます。特にですね、私、産直、農業関係の農産物の産直なんかもありますので、例えば産直を残す残さないという議論は当然あるわけですけども、当然、私は必要だと思っておりますので、もっと私はしっかりとやってほしいという考えを持っております。というのは、産直だけでもあそこ全部私はできるんだらうと思っておりますので、スーパー部分をなくしてですね、全部やれるんだらうと。ただ先ほどもいろいろ検討委員会で生活雑貨とか、私も聞いてます。下着をすぐ買えるところが欲しいんだとかですね。いわゆるドラッグストアみたいな機能を持ったところを何としてももう入れ込んでほしいとか、やっぱりそういう意見はあります。だからそういう要望ってのは、踏み込んでいく必要があるんだらうと思います。ただ、産直機能なんかは、農業だけではなくていわゆる工芸品なんかの展示だったり、農産だけではなく加工品なども、いろいろ販売できる場所を、結局それを充実させるということは、地域の様々な人の取組みを活性化させるということなんですよ。これと連動する話なんですよ。だから、単に産直のネットワークよろしくという話ではなくって、行政や農協さん、いわゆる団体さんですね。商工会も含めて、それぞれの団体が地域の方々、携わってる方々に、どれだけやる気をもっと起こさせる仕掛けをやっていくかということと、必ず連動した話なんですよ。それが活性化になっているんだらうと思いますので、

結局、そういうことを考えて、じゃあそこをどういうふうこれから使っていくんだと言うことも、今後の話、この取組みやるやらないというところを決めていくことも、もう時間的にもそうやってきてるんですけども、必ずそういうところに目を向けて、どういう仕掛けをやっていくんだというところもしっかりと検討課題として持っていただきたいというふうに思いますと。いかがでしょうか。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

ありがとうございます。産直の内容ということで、当然、今内部でもその機能、今のままがそのまま移っていいものではないというふうに考えています。そのために、いろんなスタッフの問題であるとか、いろんな問題がありますので、それを一つ一つちょっと解決をしながら、先ほど言われたように、もっと地域の方の特産品を取り扱ったりとか、そういう機能をどんどん増やしていきたいというふうに思っています。これはもう本当ソフト面でのことだというふうに考えておりますので、そういったところでは内部で今検討は進めておるところでございます。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ぜひとも、そういったいわゆるやる気を起こしていく、その取組みを必ず組み込んでいただきたいというふう思います。3点目であります。用地補償、なかなかデリケートな部分がありますので、ちょっと答えにくいよということでありました。ざくっとの話なんですけども、民有地で所有権を取得するというところで、頑張っているんだということで、所有権取得、いわゆる買い入れですね、ということで、やっていくということは確認をさせていただきました。今8000万の用地補償の予算を持っていらっしゃると思いますけども、土地の取得で大体どれぐらい見込んでるということはお答えをいただけますでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、牛尾議員の用地ですね、用地の取得価格はというふうなところでございますが、これもすいません、残念ながら、個人情報のところの部分に関わってきますので、ちょっとお答えが出来ない状況でございます。以上です。

●原議長

2番、牛尾議員。

●原議長

取得価格ではなくて、8000万のうち幾らが、いわゆる土地購入の、例えば4000万なのか5000万なのか6000万なんかみたいな話ですけども、それもなかなか難しい話ですか。難しいということあればいいんですけども。

●原議長

産業振興課長。

●行田産業振興課長

その8000万のうちの用地費が幾らで、取得価格が、今、補償額が幾らっていうふうなことだと思っんですけども、やはり総額ですと、やはり、用地額の総額で、単純にその土地の所有者でもあれば、大概のところの、今の価格が出てしまう可能性がございますので、すいませんが、この場での発言を差し控えさせていただきます。以上です。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

それほど、大きな土地の取得ということではないんで、確かに少し気を使われるというのは理解出来ますので、一つ他のところで確認させていただきたいんですけども、既存建物を、これについての撤去、撤去は、その所有者がやられるのか、要はこちらの方で、それはもう町のほうでやってしまわれるというような、それは決まっていますか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、この事業計画地のですね、今既存の補償建物というのが実際2つあります。で、一つは民有が保管している建物と、もう一つは、現在のみさと市ですね、これの所有物でございます。もう一つの、まず最初の一つの補償物件につきましては、あくまで本当に純民間の建物でございますので、これは普通の取得の方法でというふうなところのこちら考えでおりますけども、もう一つのみさと市に関しましては、今の計画内の既存事業者でございますので、これが、既存事業者として、今のこの賑わい創出事業の中の検討委員の中にも入っておりますので、この辺に関しましては、まだ今後どうしていくかっていうふうなところ話は、今後でございますけども、そういうところに関しましては交渉のところの話は、まだ進んでおりません。正直ですね。ですので、今後、ここをどうしていくかっていうところは、その既存所有者とのお話になってこようかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

●原議長

2番、牛尾委員。

●牛尾議員

分かりましたとはなかなか言えないんですけど、中身が分からないんで、どうも言いようもないんですけども、しっかりと検討をしていただきたいというふうに思います。それでは4点目に移らさせていただきます。ポイントについてということで、にぎわい創出のポイントについてということで、お伺いをしました。チャレンジショップ機能がいわゆるカギを握っているというふうなお答えをいただいたと思います。9月25日の全協の説明では、様々な人が入れ替わって、一定期間お店を出すというようなイメージでの説明をであったんだろうというふうに、説明内容を読ませていただきました。今回、答弁の中にはそれに加えて、起業前の、いわゆるテスト、そういったものもあるんだよ

というふうな内容の答弁が加えられていたというふうに思っております。確かに私は後者の方ですね。これすごく大事にしたいなという気持ちであります。当然、その賑わいという単純に賑わいということについては、様々な方があそこを利用してですね、いろんなものを販売して、自分も潤っていただく。来ていただいた人も喜んでいただくというそういうふうな取組みっていうのはこれから大変良いというふうに思いますけども、やはりここですね、にぎわい創出プラスいわゆる新たな事業者創出という考え方をちょっと取っていけないかなということなんです。いわゆる企業者を、ここで支援するというのを考えていただけないかという提案であります。行政がですね、やはり金銭的な支援ということになるかと思えます。商工会については、ノウハウですね。経営ノウハウ、商品開発ノウハウ、営業ノウハウ、そういったノウハウを、やはり、しっかりと支援する。そのやる気のある人については、1年なら1年でもいいと思うんですけども、1か月という短い期間ではなくて、やはり、しっかりと、そこでいわゆる研修的ないわゆるチャレンジですね、ノウハウ、金銭面も含めてノウハウも含めて、そこで、独立に向けて、全面的に支援していくんだというふうな、そういう場になればいいなど。1人でも、短期で何人もどんどんそういう方が出てくるというふうにはとても考えられないですけども、やはり、1人でも2人でも新たに事業者、いわゆる商売をされる方もいいですし、そういう方々が、ここで支援を受けて、独立する場をになれるんだというふうなことについても、やってもいけばいいかなというふうな提案でございます。いかがでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

新たな事業者の創出というのは、非常に大事なテーマだと思います。今美郷町で行ってる、これにずばり該当するのは、ビジネスプランコンテストがまさにそれに当たりますし、どこでもできるものじゃなくて美郷町の強み、美郷町ならではのものの、特色を活かしたビジネスプランを募集をして、起業までの伴走支援、起業した後の伴走支援、これも手厚く行政が積極的に乗り出しますと、金銭面だけじゃないです。こういうふうなコンセプトでやっております。様々な商工会のメニューもありますし、美郷町としましては空き家店舗を使って新しい事業をやる事業者に対しては、支援をしたりとかですね、いろんなメニューを持っています。あるいは、例えば建設会社さんが全く異分野に参入される場合には、300万円だったかな。最大300万円の支援をして伴走支援をやるというふうなことがありますので、この場所につきましてはですね、この場を、どう活用するかというのは、チャレンジショップの機能、ショップとしてのハードの機能なんだと思うんですね。ただ新たな事業者を創出するというのは、何もここでないと出来ない話ではなくてですね、それは、町内のどこの場所でも企業はしていただいて、それで新しい商品をぜひともテスト販売したいとかというところの出品の場としては、新しい賑わい創出の場所で、チャレンジショップ1ヵ月やって、テスト販売したらどうですかというようなことはできるかと思うんですけど、常時ここにずっと居てここで育成しなきゃいけないかという、そこはまたちょっと違うんじゃないかなと思っておりますので、いずれにしましても、にぎわい創出事業としては、ここで、気軽につて言ったらあれですけども、そういう、チャレンジを企業にしても新商品にしても、あるいはふだ

ん、今、美郷町の中の余り人がいないところで商店やってそこで売ってるんだけど、粕淵のここに来て、しばらく売ってみたいとか、これでもいいとは思ってますよ。ですので、いずれにしてもそういう場として様々なビジネスを支援するような場にはしたいと思ってます。これとはまた別に、新たな事業を起こす事業者についての支援という面では、単にお金を出すだけではなくて、行政としてどこまでできるかは別にしてもですね、伴走支援を、起業前、あるいは起業後も同じように行っていきたいと。どんどん新しい企業が生まれてくるような、そういうふうな町にはしたいと思います。ただ、このハードの施設にずっといなきやいけないかということ、そこはちょっと別で、最終的にはチャレンジショップを出して、それが本当に軌道に乗るのであれば、産直のコーナーに、その商品を常時出すっていうふうな流れにしてもいいと思いますので、総合的に考えたいと思います。

●原議長

牛尾議員。

●牛尾議員

多分といいますか、そういうところはもう十分必要だという認識を持っていただいているし、やり方の問題、ここが本当にふさわしいかどうかということのお話だろうと思います。だから、これは、行政が主導するというよりも多分商工会が、そこまでしっかりと意識を持って、自分たちの仲間をどう増やしていくかということ、我がごととしてしっかり考えていただかないといけない問題だろうというふうに思います。だから、起業の場合、業を起こす場合はいろんな形態がありますので、必ずここにマッチするようないわゆる企業事例だけではなくて、本当に逆にここは一部だろうと。いわゆる、商売をする企業者が、ここでどうする、どこまでできるかということを試しながら、一生懸命ノウハウをなり経験を積んでいくという場はかなり限定されてくるんだろうと思いますので、やはり、そういうところもですね、いろんなこれから実際活用していく中で、こういうことも出来ないかということは、合わせて検討していただくことがいいのかなというふうに思います。最後に1点ですけれども、やはりこの施設が交流が活発になって賑わいを取り戻していくそういう施設として核になっていく。地域の町の核になっていくということになっていかなければなりません。その一方でやはりですね、周辺事業者がやっぱりちょっと困ったなとか、衰退していくというふうなことが、やはりあってはならない。それは、さっき町長が、そういうことはなくって、もっと、町外に逃げていくところですね、ここで確保するんだというふうなご答弁をいただきましたので、心配があまりないかもしれないですけども、やはり、そのところは、もう一度やはり確認をさせていただいて、やはり町外に逃げているところの呼び戻すことので取り組みでやはり、周辺も一緒になってやはり発展をしていく。にぎわいを取り戻していくというふうな視点で、今後も取り組んでいっていただければということ、確認をさせていただければというふうに思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほどの繰り返しになりますけども、限られた町内の消費額のパイを取り合おうとい

う発想ではございません。先ほど申し上げましたように、食料品であれば38%しか美郷町で買物をされてなくて、額でいうと町外に流出しているのが15億2300万という額らしいんですね。ということは、10億単位のお金が、外で買物をされてるということが、町内に入ってきて、取り戻して、まさに「みさとと。ペイカード」を使った半額まつりが、これが起こったわけなんですね、外に流れてたであろう消費を町内に取り戻し、場合によっては町外に住んでらっしゃる方までもが、美郷町に買物に来られたと。そういうふうな機能がここで発揮出来ないかということですので、今の既存事業者の商売を僅かな零細の売上げ額をみんなで取り合おうという話ではございませんので、やはりここで賑わいを創出して、しかも、それが外に出ないように、また再生産が町内でできるとなりますと、やはり「みさとと。ペイカード」というのは、半額祭りを2回やってみましてですね、これは、地域通貨っていうのは非常にキラーになるような、そういうふうなインフラだということを再認識しておりますので、例えばそれを使って、たまったポイントまた町内で使ってもらおうとかですね、いろんな発想でやっていきたいと思えますから、既存の事業者を圧迫するというよりも一緒になって盛り上げていく、そういうふうな拠点にしていきたいというふうに思います。

●牛尾議員

終わります。

●原議長

牛尾議員の質問が終わりました。

ここで15時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 3時15分)

(再開 午後 3時30分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告6番、5番・中原議員。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

最後の登壇者になりました。共産党の中原でございます。最後の1時間になりますがよろしくお願いたします。質問事項が、令和6年の予算で実現したい事業についてというふうになっておりまして、全体として何か質問というよりは、要望書なっていると、こういうご意見をいただいております、確かにそのとおりなんです、できるだけ、質問に徹してですね、やりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。令和6年度、来年度の予算編成につきましては、去る10月2日付で、町長名で、各課長、所長、局長あてに発せられました令和6年度予算編成方針についてという通知に基づいて、既に進められております。今予算編成の真っ最中だというふうに思うんです。各課からの予算要求や説明書の提出は、11月7日で締め切られておりまして、12月22日までは、会計課による査定が進行中だと承知をしております。それでは質問の中身に入りたいと

思います。第1点は、学校給食の無償化についてでございます。このことについては、昨年2、3学期と今年度1学期について、コロナ関連の特別交付金を活用して実施をされ、多くの父母から喜びの声が上がりました。さらに、県内自治体に影響を与え、県内では吉賀町のみでありました無償化は、大田市や川本町に実施の動きが広がっておりまして、益田市においても、国への請願が議会で一致して採択される。こういう状況になっております。全国的にも、この動きは急速に広がります。8月時点で、全都道府県、491自治体に広がりました。これは全自治体に30%前後になるかと思っております。今のところ、特別交付金を活用した期間限定の自治体が多いのも実態であります。政府の経済無策の中で、子育て家庭の窮状は、継続しており、子どもの食生活も厳しい状況にあります。この間、美郷の暮らしと福祉を考える会が取り組みました。行政署名に、2ヵ月足らずの間に、561筆を上回る署名が寄せられます。これは、私もよく署名には取り組むほうであります。短期間で560筆、町民の皆さんの8人に1人の方が、署名をされるということでもあります。また、学校給食法によりまして、第2条の目標では、日常生活における食事についての正しい理解を深め、食料の生産、流通及び食品について、正しい理解に導くとして、学校給食は教育の一環である等の法的根拠が確立されております。まさに、憲法に基づく義務教育の費用無償化でありまして、本格的な無償化は、国の責任で実施すべきものだというふうに思っております。しかし、町民の皆さんの、この署名にも寄せられました切実な願いに応える。あるいは、今日、全国に広がっております無償化の流れを一層太いものにして本格実施につなぐ。このためにも、昨年、町が9月から今年の7月まで実施しました。無償化措置を継続することの意義は大変大きいというふうに考えております。ぜひ、新年度予算での実現にご努力いただきたいと思っております。次に、高齢者の居場所への送迎の問題についてであります。昨年12月と書いてありますがこれは、今年6月の間違いでありまして、今年6月の定例会の一般質問で私は、高齢者の居場所づくりを取り上げました。その際、まとめといたしまして、今必要なことは、自ら参加できる人だけではなくて、送迎の体制をつくり、孤独、孤立の状態にある人を、可能な限り居場所に来てもらうようにする。このことではないかというふうに発言をいたしました。町長が、令和5年度から新規事業として、地域活動支援センターあおぞらで、世代間交流の居場所、おひさまカフェを月1回開催すると紹介されました。そこで、この居場所を私も見学してまいりました。職員の皆さんは熱意を持って取り組んでおられましたが、中学校の下の急坂ですね、上って参加するのはですね、なかなか大変で、やはり、場所への送迎体制は、今後の課題としてもう大事ではないかというふうに思います。町内各地で取り組まれております居場所も、送迎はボランティアに委ねられておりますが、体制の支援を予算化していただき、このことも大事なかなというふうに考えているところであります。3つ目になります。ファームサポート美郷の体制強化についてであります。このことにつきましては、先の9月25日ですか、全協で、新しい農業のですね、ゼロカーボン農業モデルの事業においても大きな役割を果たすということで、町長からの説明もありましたが、この設立の背景としまして、各農家においては、担い手不在による離農が、今後ますます拡大していくものと予想され、農地を守っていく対策が待たれていると。設立の目的として、担い手不在の農地の耕作や特殊な農業機械で行う農作業の受託、水稻栽培の作業受託などを行い、農地の遊休化を防ぐ。ここが目的として掲げられております。ファームサポートは設立から5年経つ

たのかと思いますが、今では、耕作放棄された農地の対策として、ソバや広島菜、ネギなどの栽培活動も広がっておりまして、9月の全員協議会で提案されたゼロカーボン農業モデル事業においては、美郷の強みのその2として、ファームサポートに、新規農業希望者の育成機関としての役割も持たせようとしておられます。ファームサポート美郷が、これらの役割を果たしていくためには、現状の人員体制、機械類の整備、これでは間に合いません。ぜひJAとの協議も必要かとは思いますが、人員などの体制の強化を訴えるもので、求めるものであります。4点目になります。人工透析患者等これを支える家族への支援の問題です。透析患者は、1週間に3日、約半日程度、人工透析実施医療機関に通院する必要があります。現在、14、5人の方が透析患者として、町が把握しておられますが、町内に人工透析実施機関はないために、本人または家族が車で、大田市立病院等ですね、これは各地にあります、通院しておられます。町はこれまでもですね、掛かる費用が1万円を超えないようにと、いろんな支援をしてこられました。近年、町内の透析患者が増加する傾向にあることと、患者家族の高齢化もあって、透析治療の継続に不安を抱く、こういう人が増えてきております。支援が求められると思います。乗り合い通院自動車等につきまして、予算化等をご検討いただきたい、このように考えているところであります。以上、ちょっと欲張り過ぎまして、4点にもなりましたが、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、中原議員の、令和6年度の予算に実現したい事業についてのご質問にお答えをいたします。まず、1点目の学校給食の無償化についてです。令和4年9月から令和5年7月までの間、新型コロナ対策関連交付金を活用し、町内の学校給食費の実質無償化を実施をさせていただきました。この目的は、物価高騰対策です。全国的な物価高騰により、国民生活に広く影響がで、国も予算を確保し、物価高騰債対策を実施をされてまいりました。こうした中、この交付金を活用し、町独自として、特に大きなしわ寄せを受けている子育て世代への支援を図ってまいりたいと考えました。子育て世帯は、毎日仕事に、あるいは子どもの送り迎えに車を運転されるため、一般家庭と比べても燃料代がかさみ、また、世帯人数が多い分、食費高騰も家計を直撃しております。そこで、一時的な物価高騰対策として、小中学校給食費の保護者負担分を実質無償とし、子育て世帯の生活費を支援してまいりました。一方で、恒久的な給食費の無償化につきましては、給食費の負担をどう考えるのかという制度本体の問題であり、一時的な経済対策とは分けて考えなければならないと考えています。学校給食法第11条第2項で、食材費については、保護者負担が明記をされており、国も令和5年6月に取りまとめた、こども未来戦略方針において、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討することとされております。以上のことから、議員ご指摘のように、無償化というのは、国の責任で実施をし、制度設計をすべきものと考えており、自治体間で競争する分野ではないと思っております。なお、この点につきましては、本来は教育長からお答えすべき

事柄かもしれませんが、経済対策の一環として行っておりますので、教育長ではなく、私から答弁をさせていただきました。2点目の高齢者の居場所への送迎支援についてお答えをいたします。現在、町内の18のグループが、自主的、主体的に、高齢者を対象とした健康運動サークルやサロンを、それぞれの地域で開催をいただいております。そのうち15のグループの活動に対して、既に町で予算化をし、町から活動費の助成を行っております。活動費の助成メニューには、参加者を会場まで送迎される場合、使用される車のガソリン代相当額、これは1キロメートル当たり40円の助成を既に行っており、その他にも、介護予防教室、脳トレ、口腔ケアなどの講師謝金、茶会などのお茶代、料理教室の材料代などにも助成をしております。活動助成は、来年度も継続して行うように計画をしております。次に令和5年度からの新規事業として、地域活動支援センターあおぞらを会場に実施しているおひさまカフェについて言及をいただきました。参加者の方は主に自家用車で参加されておまして、現在までのところ送迎をしてほしいというご要望はいただいております。なお、令和6年度からは、町内の各地域に向いて開催することを計画しており、開催場所につきましては、できるだけ地域に身近な単位自治会の集会所を活用することを検討しています。高齢者を含めた地域住民の方が歩いて参加していただける居場所づくりをできるだけ進めていきたいというふうに思います。3点目のファームサポート美郷の体制強化についてお答えをいたします。先般9月25日の臨時議会の全員協議会におきまして、美郷ゼロカーボン農業モデルの取り組みについてと題して、説明を申し上げます。ファームサポート美郷は、各種農業機械を保有し、これまで地域おこし協力隊や外国人技能実習生を受入れ、現場担当者の指導により、一定期間安定した給与を得ながら、幅広い農業技術の習得が可能となるため、新規就農希望者の育成機関として、議員がおっしゃるような有効であると考えておまして、この強みを活かすためには、ファームサポート美郷の体制強化というのは必要不可欠であると認識をしており、議員からご要望いただきました予算措置につきましては、現在検討しております美郷ゼロカーボン農業モデルの取り組みの事業概要や予算措置も含めまして、改めて議員の皆様にご説明をさせていただく予定でございます。4点目の人工透析患者と、支える家族への支援強化についてお答えをいたします。まず、中原議員の方からは、費用が1万円を超えないように運用していると、こういうご指摘がございましたが、少し正確ではありませんので、今の制度につきましてご説明を申し上げます。人工透析治療の医療費につきましては、長期高額疾病として、医療保険から保険給付がされ、一定所得以上の方を除いて自己負担額は1カ月1万円が上限額というふうになっております。さらに、国の助成制度である自立支援医療、更生医療でございますけれども、こちらにより、原則1割負担にまず軽減をされます。また、これに加えまして、町からは福祉医療制度による助成をしております。住民税非課税世帯の場合は、実際の医療費負担額は1万円ではなくて、1000円となります。また、近年、透析患者が増加傾向とありますが、今年度を含めた過去3年の人工透析治療の患者数は、令和3年度が13人、令和4年度が17人、令和5年度が15人ということで大きく増えてはおりません。人工透析が必要な方の通院先につきましては、大田市、邑南町、出雲市、広島県三次市など、町外の医療機関へ公共交通機関や自家用車などで通院をされています。人工透析が必要な方は、月に12回程度通院をされる必要がありますので、その負担軽減策として、町では、既に予算化をし、町が、通院費の助成を行っております。公共交通機関を利

用される場合は、往復の乗車料金の実費を自家用車を利用される場合は、往復の通院距離1キロメートル当たり20円として算出をされた額に1カ月間の通院回数を乗じた額の全額を、既にもう助成をしております。通院費の助成につきましては、毎月申請をいただいておりますので、通院の方法ですとか、現在の身体の状態ですとかというものも、定期的に把握するような仕組みとなっております。また、一般的に人工透析が必要な方は、重度の身体障害者に認定をされ、身体障害者手帳が交付をされておりますので、障害福祉サービスも利用していただきます。ご自身の運転や、ご家族での送迎が例えば難しくなったり、公共交通機関での通院が困難になったといった、事案が生じた場合には、申請時にご相談をいただければ、障がい者の外出支援を行う障害者移動支援事業というものを、社会福祉法人わかば会に事業委託をしております。その利用をお勧めするなど、個別に対応をしていきたいと考えております。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

どうもありがとうございました。いろいろ間違いを含めて質問させていただいたんですが、まず第1点目の学校給食の無償化問題から質問をさせていただきたいと思います。私はですね、この全国に無償化の動きが広がったこの1年ですね、非常に大きな変化があったと思っておりますが、私は2つの面で、その変化を感じております。1つはですね、政府の対応が変わってきたということだと思います。先ほど町長のご答弁にはありませんでしたが、食材費については、保護者負担、このことは、給食法ですか。明記されているということ振りかざしてですね、給食について、食材費は、父兄が負担するんだと、こういうことが当然のように称されてきているわけですが、2018年12月といいますから、今から4年前になりますかね、5年。参議院におきます予算委員会での議論ですね、給食費保護者負担分の全額補助を自治体が行うことについて、どうかという質問に対してですね、文部科学大臣が、この法的には問題はないと、こういう答弁をしております。それから、22年10月7日ですから、1年前になりますが、ここでもですね、保護者が負担する学校給食費を、自治体等が補助することを妨げるものではない。無償化について、自治体において適切に判断すべきものであるとこういう答弁がされました。これは、なんと岸田首相の答弁であります。ちょっと指標としては、他所ごとみたいな答弁になっておりますが、しかし、無償化について、自治体が適切に判断するものだというのをですね、述べている点で、従来と違った大きな変化があったというふうに思っております。これを受けて、今年の6月13日、学校給食無償化の実現に向けてということで、具体的方策を検討する。このことが、異次元の少子化対策を進めるためにということで、子ども未来戦略会議、ここが開催して、この方針を決めました。ここでは、いろいろ調査の方法ですとか、そういうことを含めてですね、1年間議論をして、結論を出したいというふうに言ってますから、来年のですね、6月時候ぐらいまでにはですね、何らかの方向が打ち出されるのではないかとこのように考えておりますが、今見てきましたように、法律で食材費は、父兄の負担ということが明確に書いてある元でですね、2018年頃から始まった政府の対応の変化ですね。ここは私は非常に注目しているところで、それは、無償化に向けての世論の反映ではないかというふうに思っております。もう一つの変化はですね、学校給食に対する理解、認識、こういうものが、

大きく今変化しているのではないかというふうに感じております。署名活動の中でもそういう点がですね、感じられるわけでありますが、子どもさんの、学校給食のですね、役割、こういうものについての認識が国民の皆さん、町内でいえば町民の皆さん、一般にですね、広く認識が深まったという印象であります。それは町が、昨年9月にですね、物価対策として始められたことが、やっぱり大きな影響を与えたというふうに思っておりますが、学校給食というものが、いかに大事かという理解が広がってるのではないかというふうに思います。そこで、伺いますが、子どもさんの食生活についてですね、町として調査をしたことがあられるのかどうか。もし、町としての調査の結果があればですね、お知らせいただきたいと思っております。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

先ほどの中原議員2点に渡りますお尋ねにつきまして、回答をさせていただければと思います。まず1点目でございます。学校給食法に規定をされている保護者負担に対する法の条文に対する理解の点かと思っております。議員の方からご指摘をいただいた内容というのは、原則、保護者負担ということが、法の中に明記はしてあるんですが、各自治体により、独自の減免制度等制度設計しても、それは差し支えないという理解をしております。ゆえに、美郷町におきましては、平成26年度以降、現在まで、学校給食費、保護者負担おおむね30%の減額措置を継続して執り行っているところでございます。今回の議員の方からのご指摘、それが、完全無償化というところが、今回の一般質問の通告になっておりますので、完全無償化って言った100%にはなっておりませんが、従来より、この法の解釈に基づき、美郷町では、減免制度を既に確立をして実施をしてきているという現状がございます。これが1点目です。続きまして2点目でございますが、町として、食生活に対する調査等が、今日まで執り行われてきているのかというところでございますが、教育委員会として把握をしております事柄を1点ばかりお答えをさせていただければと思います。毎年、国が、これも実施をしております全国学力学習状況調査、これがございます。どうしても点数ばかり注目されているんですが、実は子どもたちの日常生活をアンケート、調査項目が複数設定されてございます。その中で、1、朝食を毎日食べていますかという調査項目がございます。ただ1点お断りをしなければならぬのが、これは全ての児童生徒を対象とした調査ではないということだけご理解いただければと思います。ちなみに、直近の令和5年度の調査結果でございます。小学校では、毎日朝食を食べているというふうに回答した児童が全体の約84%、そして、どちらかといえばしていますよってという答えを回答した児童を含めると、100%になっております。これが、今度、中学生になりますと、若干その数字が変化しております。中学生は、毎日朝食食べてます。これが80%です。そして、どちらかといえば食べてますよってという回答が、13.3%。93.3%の生徒が、朝食を毎日、また、どちらかといえば毎日食べているという回答をしたデータがございます。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

私は色んなものを探してですね、見たんですが、文部科学省がやってる調査っていうのはなかなか見つからなくてですね、農林水産省ですとか、厚生労働省ですとか、そういうところでやった調査のほうが多かったんですが、私が見つけた中に、島根県がやっております子どもの生活に関する実態調査というのがあります、これは先ほど課長お答えになりましたように、子ども全体をやってるわけじゃなくて、例えば美郷町で言いますと、小学生は25人、中学生が41人、高校生が18人と、こういう数で、これは、令和元年9月の調査になってますから、もう5年ぐらい前ですかね、大体こういうものしか見当たらないんですが、今、課長お答えいただきましたように、ほとんどの方はですね、毎朝食事をしてるとかですね、そういう調査結果なんですが、3%ぐらいですかね、の方が、朝食を食べてないと、全く食べてないというふうな回答をしておられまして、そういう状況があるんですけども、これまたこの県の調査というのは貧困、困窮家庭っていうんですかね、困窮家庭と、そうでない家庭とに分けて、調査結果を出して、これどうやって区分したのかなんて私も分からなかったんですけども、だいたい課長にお答えいただいたような状況があらうかと思えます。特にこの間ですね、食生活の状況が、特に変化したというふうには、私はこの調査の結果や今の課長のお答えからは感じられないんですけども、やはり食生活の実態というのは、結構厳しくなってるんじゃないかなということを推察しております。それで、ちょっと伺いますが、美郷町の場合は、いろんな学校給食に対する補助制度がありますから、この数字は当てはまらないんでしょうが、給食費ですね、月額1人当たり4477円。それから、中学生については、5121円で年額に直すと、小学校で4万9242円。中学校で5万6331円という数字が出ておりますが、これは大体こういう感じでもよろしいんですか。美郷の場合は、いろんな補助してるから、もっと1人当たりの負担割合っていうのは低くなってるんでしょうかね。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほど、私が冒頭でお答えいたしましたように、この給食無償化につきましては、国が、先ほど、私が申し上げましたように、また議員も同じことをおっしゃってますけども、1年かけて給食費の負担の在り方を考えるというふうに言うておりますので、そういう意味では、制度そのものに関するものは、もう国に預けて行くべきだろうというふうに思っております。先ほど課長が一部申し上げましたけども、保護者の負担について言えば、県内19市町村の中では、一番低い負担額というふうに認識をしております。また、地元の野菜等の、地元の野菜、食材を使う比率は県内で一番高いというふうに考えておりますので、ここは自由の裁量の中で、今回の無償化をする、しない以前のベースのところでは、しっかり、保護者の負担を最低水準に、それと、地元の食材を使うというところを一番高くしてるということでございます。繰り返しになりますけども、給食の無償化につきましては、国が今検討しておりますので、そちらの議論に任せたいというふうに思います。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

ありがとうございました。今おっしゃいましたように、美郷町はいろんな給食についてですね、おいしい美郷の日でしたかね、何かそういう日を設けて、美郷の食材を使ってですね、できるだけそういうものを、生徒にも味わってもらおうという工夫もされているというふうに聞いております。それで、今、美郷町の負担がどうなるか分からないんですが、さっき国の平均的な数字をお示ししました。これは国の平均的な数字です。1人の場合でもこれだけの費用がかかるわけで、2人3人と子どもさんがおられる場合は、この給食費の負担はかなり大きいというふうに思われます。そこで、伺うんですが、本来私が主張しています給食の無償化でなくて、昨年実施されたいわゆる物価対策としての無償化ですね。これはこれとして非常に大事だというふうに思っておりますが、今回も、つい先頃、国の補正予算が成立をいたしました。物価対策を含めてですね、これで美郷町にどのくらいのものでおいてくるのかというのを、ちょっと確認しきれていないんですが、この補助金等も使ってですね、昨年実施したような制度を継続することの可能性といいますか、そういうものはどうなんでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

予算、この臨時交付金等につきましてはですね、2段階で交付されておまして、既に交付されてるものにつきましては、半額まつりですとか、こういったところと、後、経済的に恵まれない家庭への支援金という形で、既に交付金以上のお金というのは使っております。今後、この補正予算で、新たに出てきますけれども7万円分の支給ですとか、あるいは昨年も行いましたけれども、福祉施設等への支援を現在考えておまして、これはまた、議会に諮らなければいけない部分だとは思いますが。それと、繰り返になりますけれども、経済対策として財源の目途が立ったものとして臨時的一時的に行ったのが、この給食費の負担軽減でございます。その時、何回もこの議会で申し上げましたけれども、子育て世代に、しわ寄せがいつてるという言い方は私何回もさせていただきました。それはなぜかという、コロナによって、まず、働き先に行けない、働けない、休まなきゃいけない、残業代も入らないということで、まず収入が入ってこないというのが現役世代、特に子育て世代ってところが、一番直撃してたわけですね。コロナにあっては。逆に、年金生活を送られている方というのは、基本家にいらっしゃるの収入は年金ということで、そこは収入面では、やはり子育て現役世代のところ、大きなしわ寄せがいつてるだろうと。それと物価高騰につきましても、ウクライナの戦争ですとか、そういったものが起こりましたので、当時の物価高騰というのは、エネルギー価格が直撃しておりました。逆に言えばエネルギー価格以外のところは、ある程度落ちついてたっていうのが、直近までの状況だと思います。そうなりますと、仕事にあるいは、子どもの送り迎えに車を使わなきゃいけない日々、ガソリン代がかさんでしまう。エネルギー価格を一番使うのもやはり子育て世代だろうということで、特にしわ寄せもいつてる子育て世代に支援する制度ということで行ったもので、給食費の無償化につながるために行っているものではありません。現在の状況がどうなってるかといいますと、5月に5月に移行いたしましたして、今経済活動というのが通常モードに入ってます。コロナで仕事場に行けないとか、残業代がつかないとかという状況は、この5月からはだいぶ様変わりしておりますので、現役世代、働き盛りの世代においては、通常モードの今

仕事が出来てるんだらうなど、。通常に戻ったんだらうというふうに思います。それと、物価高騰につきましてはですね、もはやエネルギー価格だけではなくて、全ての商品が、上がってるということになりますと、子育て世代だけに負荷がかかっているわけではなくて、これは年金生活者、高齢者であっても、例えば食料品、あるいは日用品、全てが上がってる状況ですので、そうなりますと、無償化で経済対策を、子育て世帯に行った時とは今状況が全然違ってきてるんだらうなど。そういうこともあって、かなりな額を、昨年度に比べますと、今年度のこの交付金というのは、かなり少なくなってます。それでも、みさとと。ペイカードを使った半額まつりは、昨年度以上に期間も長くして行いましたので、子育て世代だけの経済支援ではなくて、もっと幅広い世代に対しての支援ということで行っておりますので、そういう意味では、今、学校の給食費のところだけを包括されておりますけれども、全体の経済対策として状況を考えながら行っております。という意味では、今、財源も、特に目先、見当たりませんし、これを行うとなると、年間で1千4、5百万ぐらいの予算が必要になりますので、じゃあ、どこが財源なのか。それと困ってらっしゃるのは子育て世代だけなのかっていうところもまた状況が違っておりますので、そういう意味で、今現在、この制度そのものは、国が議論を行ってますから、国の議論にお任せするとして、経済対策として、必要なものを適宜行っていくということで今考えております。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

そろそろこれ打ち切らないと、全体回らないんですけども、大事なことをちょっとお伺いしておきたいと思います。今回のですね、学校給食の問題をめぐって、学校給食の役割がですね、非常に大きく取上げられるようになった背景には、子どもだけじゃないんですが、日本の食生活のですね、悪さといいますかですね、結構ひどいものを食べることに結果としてなっていると。それは、戦後輸入の食品をですね、大量に食べざるを得なくなったというふうな状況もあるわけですけども、何て言いますかね、そういう農薬をいっぱい、人体に有害な農薬をいっぱい浴びたですね、野菜類を食べなきゃいけない問題ですとか、それから何ですか。遺伝子組換え食品ですかね、これなどもたくさん入ってきておりました。これも、子どもだけじゃなくて、大人の人たちへの影響も非常に大きいと。それから農薬、農薬は言いましたか。こういう、通常、日本の子どもを含めて、人たちが食べてる食生活の問題点が、この学校給食の問題と含めて、浮上してきてるわけですね。それで、こうしたことによって、これはたしか東京新聞が報道してたと思うんですけども、子どもたちですね、これ小学校が対象だったんですかね。8%が発達障害にあるという報道を、去年の12月ですかね、東京新聞がしております。こういうこの日本の食生活の異常な食生活から起こってる問題をですね、解決していく道筋にですね、学校給食があると。学校給食で正しく日本の食についてですね、子どもたちに教え、そして改善をしていく。これは、地域の経済対策としても非常に重要なわけで、例えば、町長もよく触れられます農産物の付加価値を高めるという問題があるんですが、こういう中で、美郷の強みを活かすという点では、有機農産物ですね、無農薬の農産物を食材に使うというのは、非常に大きな効果があるというふうに予測をされます。そういう点で、日本の食生活を変えていく、子どもの食生活を変えていくという点

で、学校給食というのが、非常に大きな役割を果たしているということが、この間、浮かび上がってきてるんだと思いますが、そういう点からですね、最後に、この問題での最後にお聞きしたいと思っておりますのは、町長何度も強調されましたように、無償化するかどうかというの、これは国の判断だと。国の検討に委ねるということをおっしゃいました。私も、それは無理からぬことだというふうに思っています。そこで、確認といいますか、お聞かせいただきたいと思っておりますのは、町として、それから、あるいは町長としてですね、学校給食の無償化についてですね、判断をするのはもちろん国だと思うんですが、これは必要なことだというふうに考えておられるのかどうか。私は、無償とすべきということで、国へ上申するくらいのことやっていたいただきたいんですが、そこまでいかなくてもですね、学校給食の無償化そのものの必要についてですね、町としてのご認識を伺っておきたいと思っております。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

事前にいただきました一般質問の通告内容からかなりかけ離れたことをおっしゃっておりますので、議長、よろしいですか。もし議事整理していただくなら、質問を通告書の質問の関連質問にさせていただいた方がよろしいかと思っております。

●原議長

そうですね。給食の重要性というものは、中原さんるる今、申し上げられました。それはわかりますけれども、その重要性とですね、給食の無償化、その点をもっと簡単にですね、もう一度お願いいたします。

●中原議員

これは何ですかね。農林水産省が出した食育白書、令和4年度、食育推進施策というデータなんですけど、ここで、国が打ち出してるのはですね、これは国じゃないな。文部科学省ですね。独立行政法人国立青少年教育振興機構、早寝早起き朝ご飯、全国協議会と連携協力して、早寝早起き朝ご飯国民運動を推進するというふうにして書いてあるんですね。それは、さっき私が主張しました日本の食生活、それで特に子どもたちの食生活で朝ご飯の大切さ、こういったものをですね、やっぱり学校給食を通して、子どもたちに教えていきたいという思いから、こういうことが提起されてるんだと、提起されというか、もうこれで運動が推進されてるわけですけども、こういうこととの関係で、学校給食の無償化についてですね、町としてのご判断がありましたら聞かしていただきたいということです。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

未だに理解できんのですけども、繰り返しになりますけども、国は、給食費の負担の問題も含めた給食費の在り方につきまして、1年間かけて調査を行って、その結果公表するというふうには言っています。その上で判断すると言っておりますので、制度に関しては、いいとも悪いとも、国が今、議論をしているところでございますので、それは、そ

こにお任せをしたいというふうに思います。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

この問題やりますと、繰り返しになりますので、時間も迫っておりますから、切り上げたいと思います。2点目に申しあげました高齢者の居場所への送迎支援についてということで、お答えをいただきました。ここにもありますように参加者の方は、主に自家用車で参加されており、現在までのところ送迎をしてほしいというご希望はいただいておりますと、こういう答えをいただいたわけですが、高齢者の居場所の重要性は、国も協調して、この3月からは町の健康福祉計画の中にも、高齢者の居場所づくりの問題が計画として、挿入されたということで、先ほどご説明もありましたように、この間いろいろ自主的な運動についても、町としていろんな支援をしていただいていると、いうことなんですけども、現在いろんな形で、自動車を使ったりですね、公共交通使ったりして、通ってくれてる人はいいと思うんですが、私が強調したいのは、そういうことも出来ない、自力ではなかなかですね、その居場所へ参加出来ないという方々をどうやってその居場所を引き出してくるかということが、課題ではないかというふうに思いまして、今回の提起をしておりますが、そういう方に対する支援としては、考えていらっしゃるのでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

いただきました通告書ではですね、送迎はボランティアに委ねられており、送迎体制への支援を予算化してほしいというお話をいただきました。それに対する私の答えとしては、既に町として予算化をし、助成制度を行って助成も行っておりますというお答えをしております。また、おひさまカフェにつきましてはですね、来年度以降は、より単位自治会まで出向いて行って、すぐ歩いていけるような場所で開催しようかということも先ほど申しあげましたので、そういう意味では、全てお答えをしていると。逆に、中原議員の方が、認識が間違っちゃるといふふうに思います。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

私の間違いは、よく後で反省して直したいと思いますが、3点目のファームサポート美郷の体制強化についてですが、これは、既に検討いただいているというふうに、検討途上というか、そういうふうに受け止めさせていただきました。それで、私がこの項目のところで言いたかったことはですね、ファームサポート美郷とういうのは、発足当初はですね、あるいは、発足の指示書ですかね、そういったものを見ますと非常に強調されているのは、農業実際やっていくことが困難になってきた人ですね。まだ耕作放棄はしないけれども、このままいくと、放棄せざるを得ないと。草刈りにしても何にしてもですね、大型機械なんかもなかなか使えなくなってきたと。そういう耕作放棄しないために

ですね、援助が欲しいと。そこへ手を差し伸べていくのが、ファームサポートの第一義的な任務であったと。もう設立の趣旨であったというふうに考えているわけですが、それが、このところ、いろいろ広がってきたと。放棄されたところへ、ネギを植えたり、野菜を植えたり、ソバを作ったりそういうふうにして、耕作放棄地を解消をしていくという、そのところ私否定してるわけではなくて、それは大事と。それも大事というふうに言っております。それから、また9月に強調されましたゼロカーボン農業なんかですね、そういう新しい農業を普及できる人材を育成していく役割、やっぱりこれも大事だと。この点をですね、やりながら、なお、一番最初の趣旨のところ、設立趣旨のところ、強調された、これ以上頑張り切れないというようなところへの支援がですね、若干弱まってんじゃないかという声を、農家の皆さんから聞くもんですから、そのところを弱めないで、今の3つの役割をですね、果たしていくためには、相当程度人的な体制強化は必要だということで、この点を出しているわけですが、そのところについて、町のお考えを聞かせていただきたいと。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

これも通告書とはまたかけ離れたお話をされてると思うんですけども、ファームサポート美郷につきましては、守るというのは、しっかりやりながら、守るだけではなくて、ここから人を呼んできて、担い手として自立していただくということも含めてやっていきたい。そのためには、人員体制等、お金も必要になるということは全員協議会でも何回も申し上げておりますので、それをおろそかにするということは一言も申し上げてるつもりはございません。

●原議長

5番、中原議員。

時間がないので、簡潔にお願いします。

●中原議員

はい。そういうことだと受け止めてですね、当初、ファームサポート美郷が目指した高齢になってなかなか大変なってきた農業を手助け支えて、農地として維持できると、こういう側面の仕事もですね、きちっと体制をつくって、おろそかにならないようにですね、これ、最後お願いですが、やっていただきたいというふうに思ってます。4点目の人工透析を支える家族に伝えた支援については、いろいろ具体的なことを既に準備しているというご説明がありましたので、それを皆さんには伝えてですね、いきたいというふうに考えております。若干、通告書とずれているというご指摘がありましたので、そういう点は、お詫びしつつですね、これで終わりたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは通常、最後になりますけども、一般質問は、一般事案に対する質疑応答とい

うことですので、今回要望という少しイレギュラーな形でいただきましたが、受け止めさせていだけいてお答えをさせていただきます。まとめますと、2番目と4番目につきましては既に予算化をして、執行もしております。そういう意味では、来年度も、このまま続けていくつもりでございますので、既に実現済みのものでございます。3番目につきましては、今申し上げましたように、ここに対する強化というのは、今後やっていく上では必須のことですので、当然、お金ですとか、人員の強化というのはセットで考えておりますので、これも、予算化をするつもりです。1番目につきましては、経済対策として、必要性があれば全く排除するものではありません。ただ今現在、財源の問題も含めまして、すぐに予算化するかというと、その時期ではないというふうには考えておりますが、やらないという話でもございません。となりますと、今回言われました4つの要望につきましては、全て満額回答させていただいているというふうに思っております。ぜひ、来年度予算案には、当然、賛成をされることを期待をいたします。以上です。

●原議長

中原議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の議会は、明日8日金曜日定刻で開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 4 時 3 1 分)